福祉環境委員会会議録

令和元年 12 月 11 日(水) 9 時 57 分~17 時 13 分 全員協議会室

【委員】柳楽委員長、村武副委員長

沖田委員、小川委員、岡本委員、佐々木委員、田畑委員、澁谷委員

【請願紹介議員】串﨑議員、川上議員

【福祉環境委員会 所管管理職】

近重副市長

[健康福祉部]前木健康福祉部長、井上地域福祉課長、久保健康医療対策課長、 湯浅健康医療対策課副参事、河上子育て支援課長

[市民生活部] 斗光市民生活部長、猪木迫保険年金課長、塙総合窓口課長、野田環境課長、

森脇税務課長、土谷資産税課長

[金城支所] 吉永金城支所長、大崎金城支所市民福祉課長

[旭 支 所]塚田旭支所長、西川旭支所市民福祉課長

[弥栄支所]岩田弥栄支所長、木屋弥栄支所市民福祉課長

[三隅支所]田城三隅支所長、白根三隅支所市民福祉課長

〔上下水道部〕坂田上下水道部長、坂田管理課長、新森工務課長、櫻木下水道課長 【事務局】新開書記

議題

- 1 議案第71号 浜田市三隅老人福祉センター条例を廃止する条例について
- 2 議案第74号 浜田市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 3 議案第81号 指定管理者の指定について(浜田市三隅デイサービスセンター)
- 4 議案第82号 指定管理者の指定について (浜田市あさひやすらぎの家)
- 5 議案第83号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)
- 6 議案第84号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)
- 7 議案第85号 財産の無償譲渡について (旧古紙収集ボックス)
- 8 議案第86号 財産の無償譲渡について (旧古紙収集ボックス)
- 9 議案第87号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)
- 10 議案第88号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)
- 11 議案第89号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)
- 12 議案第90号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)
- 13 議案第91号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)
- 14 議案第92号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)
- 15 議案第93号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)

【議案第 71 号~議案 93 号→全会一致可決】

- 16 請願審査
 - (1)請願第 4 号(仮称)新浜田ウインドファーム風力発電導入計画に関する請願について →**賛成少数不採択**
 - (2)請願第11号(仮称)新浜田ウインドファーム風力発電導入計画に関する請願について

→賛成多数採択

(3)請願第12号(仮称)新浜田ウインドファーム建設反対に関する請願について

→賛成少数不採択

- 17 陳情審査
 - (1)陳情第 134 号 浜田圏域に、麻酔科「ペインクリニック」の診療環境の確保を求める陳情 について →賛成全員採択
 - (2)陳情第 139 号 浜田市の病児保育が国の要項を守っていたかを明確にすることを求める陳情について →**賛成なし不採択**
- 18 執行部報告事項
 - (1)プレミアム付商品券「浜田市トクトク商品券」事業の実施状況について

【地域福祉課】

(2)浜田市国民健康保険診療所の診療体制について

【健康医療対策課】

(3)第2期浜田市子ども・子育て支援事業計画の策定に

【子育て支援課】

(4)令和2年度国民健康保険事業費納付金(仮算定)に

【保険年金課】

- (5)浜田市内における公共水域(河川・海域)水質測定の実施況について 【環境課】
- (6)(仮称)益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について 【環境課】

(7)その他

(配布物)

・浜田市人口状況(令和元年8月末~10月末)

【総合窓口課】

- 19 所管事務調査
 - (1)保育料無償化による給食費への影響について

【子育て支援課】 【子育て支援課】

(2)浜田市の児童虐待状況と取組について

【保険年金課】

(4)浜田市の生活習慣病の状況について

【健康医療対策課】

(5)浜田市下水道事業の現状について

(3)特定健診等の実施状況について

【下水道課】

(6)下水道施設の管理運営状況について

【下水道課】

20 その他

【以下詳細は会議録のとおり】

【会議録】

(開 議 09 時 57 分)

柳楽委員長

ただ今から福祉環境委員会を開会します。出席委員は8名で定 足数に達しています。

それでは、本委員会に付託されました、議案 15 件と請願 3 件、 陳情 2 件の審査に入ります。

1 議案第71号 浜田市三隅老人福祉センター条例を廃止する条例について

柳楽委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

それでは質疑を行います。委員から質疑はありませんか。

田畑委員

先般の議案質疑でもありましたが、この建物に社会福祉協議会 三隅支部が入っています。4月1日以降は三隅公民館と併設して いる保健センターへ移転するということでよろしいですか。

三隅支所市民福祉課長

そのとおりです。

柳楽委員長

他にございますか。

(「なし」という声あり)

2 議案第74号 浜田市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について

柳楽委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

それでは質疑を行います。委員から質疑はありませんか。

岡本委員

このたび公共下水道会計について説明がありました。公共下水道、集落排水、農業排水の対応はどうなるのかお聞きします。

下水道課長

今回の企業会計移行につきましては公共下水道事業があたります。その他の農業集落排水事業、漁業集落排水事業、浄化槽の事業については令和6年度までに移行を検討したいと思っております。

岡本委員

議案質疑でもありましたが、このたびの企業会計に移行するために国から若干、益になるような補助金もしくは優遇措置等があると聞いています。説明をお願いします。

下水道課長

今回公共下水道事業に関して企業会計移行に伴い資産調査が 必要です。あと条例制定、料金システムの構築等の費用がかかっ ています。この費用は下水道債の適用を受けます。下水道債は地 方交付税措置があります。以降に伴って国が財政措置をすること になっています。

岡本委員

地方交付税措置があるというお話ですが、企業会計に対する体制づくりもそうでしょう、実質それが前に進むためにいろいろなものを含めての割合はいくらですか。

下水道課長 佐々木委員

下水道債の事業費は49パーセントとなっています。

今回条例が新たに制定されますが、その内容について 2 点伺います。第 6 条の下水道事業に従事する職員の賠償責任について規定されていますが、具体的に何を想定していますか。第 7 条で負担付きの寄附または贈与が規定されていますが、同じく何を想定された規程ですか。

下水道課長

第6条ですが、賠償責任を負う事態が生じた場合を想定しています。職員が賠償責任を負わねばならない中で免責になるような事例が出た場合に賠償額に対して 50 万円以上発生した場合、議会の同意を得ることになっています。職員には責任がなく、一部責任がなく賠償責任が免除されるような時にこういった事例を想定しています。

柳楽委員長 佐々木委員 下水道課長

どういった例があるかなのですが。

後で聞きます。第7条も答えてください。

第7条は寄附をする事例があったため、こういう寄附はこうい うものに使ってくださいという寄附があった場合に議会の同意 を得るというものです。これを寄附をするのでこういったことを してください、というのを寄附と扱います。

佐々木委員

条文そのものを言われただけで、もう少し、こういう規程を設けた理由を知りたかったのですが。恐らく上水道にも同じような規定があるのかと思います。職員を守るための規定なのだと思います。過失があって何かしらの賠償が必要な場合のことだと思うのですが、もう少し詳しく教えてください。

下水道課長

第7条ですが、寄附をされるようなことが想定されるのですか。 どういうことがあるかという想定ははっきりしてないのです が。

柳楽委員長

また後ほどということで良いですか。

上下水道部長 柳楽委員長

佐々木委員

また後で回答します。

では後ほど報告をお願いします。

これは条例を審査しているので、条文の少なくとも説明はできるようにしてもらわないと審査が進んで行かないので、よろしくお願いします。

澁谷委員

裁判所の判例が確定していると思います。こういう案件があるのでこういう条例を設置したとか、国土交通省の指導条例案に書いてあると思うのでそれを説明していただければ問題ないと思うのだけど。時間を与えたのでその間にきちんと答弁してください。

小川委員

第3条あたりになると思いますが、企業会計に切り替わる趣旨として説明されました。独立採算制に基づいて今後は運営していかないとならないので、収支がなかなか難しいということで一般会計からの繰入金の話もずっとありました。その法的根拠が第3条にあって、それに基づいて運営されるということでしょうか。

下水道課長

財務規定で一般会計からの繰出金の話もありましたが、総務省の中で繰出基準が決められていて、その中で繰り出し基準をいただくことになっています。

小川委員

第4条の関係ですが、経営努力をしながら独立採算に近づく努力をしなさいということですが、接続率アップが必要だと思いますが、その他、経営健全化の努力にはどういったことが考えられますか。

下水道課長

整備修繕等、委託費等について精査しながら節約できることは していく、固定費については事務の効率化を図っていくことを考 えています。

佐々木委員

先日の議案質疑でも出ましたが、企業会計による独立採算の繰出金のあり方ですが、しばらくは繰入金で賄うが近いうちに独立 採算も含めた、料金の値上げも含めたものを考えるといった答弁 だったと思います。もう一度確認します。

下水道課長

企業会計に移行しまして独立採算が原則だと思いますが、現在、 人口減少、水道使用水量も減少している中、議案質疑でも話しま したとおり、料金の値上げも考えていかなくてはいけないし、接 続率も向上も合わせながら計上していく必要があるかと思いま す。なのでなかなかすぐに独立採算ができるかは難しいと思って います。

澁谷委員

独立採算は形としては美しいが、現状の3億円の繰入金を考えると水道料2倍にしても赤字は解消しないように思えます。どう考えたら良いですか。

下水道課長

利用料金 2 倍という話ですが、現実的にそういう値上げは難しいと考えますので、一般会計からの繰出金をお願いしていくということになろうかと思います。

澁谷委員

今の3億円から将来的には1億円に抑えるとか、何か目標があっての発言ですか。

下水道課長

現在、目標というところまではありません。ただ、ライフラインでもあるので下水道施設を維持管理することも非常に大事です。今の段階では目標まではありません。

柳楽委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

3. 議案第81号 指定管理者の指定について(浜田市三隅デイサービスセンター)

柳楽委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

それでは質疑を行います。委員から質疑はありませんか。

岡本委員

指定管理者選定方法ですが、1 位は 713 点、2 位は 591 点となっていますが、何が大きく影響しての差なのでしょうか。

三隅支所市民福祉課長

審議会における点数差ですが、全項目において1位になった社会福祉協議会さんが、全て上回った形です。特に施設管理を安定して行えるかどうかです。

柳楽委員長

その他にありますか。

(「なし」という声あり)

4. 議案第82号 指定管理者の指定について(浜田市あさひやすらぎの家)

柳楽委員長

執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

それでは質疑を行います。委員から質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

- 5. 議案第83号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)
- 6. 議案第84号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)
- 7. 議案第85号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)
- 8. 議案第86号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)
- 9. 議案第87号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)
- 10. 議案第88号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)
- 11. 議案第89号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)
- 12. 議案第90号 財産の無償譲渡について (旧古紙収集ボックス)
- 13. 議案第91号 財産の無償譲渡について (旧古紙収集ボックス)
- 14. 議案第92号 財産の無償譲渡について (旧古紙収集ボックス)
- 15. 議案第93号 財産の無償譲渡について (旧古紙収集ボックス)

柳楽委員長

5 から 15 までの 11 件を一括議題とします。執行部から補足説明がありますか。

(「ありません」という声あり)

それでは質疑を行います。委員から質疑はありませんか。

岡本委員

無償譲渡ということで、土地部分、地権者についてお尋ねをします。

金城支所市民福祉課長

現在も民間所有地のところ、市有地と混在しています。譲渡後も現地点で利用するという場合には、それぞれ地元中心で協議してもらっています。市有地で利用するというところについては、市の担当部署とも調整を進め了解を得て、地元との譲渡の話を進めています。

岡本委員

固定資産の関係が気になっています。家屋は経年劣化で評価価格は低いのだろうと思いますが、土地の部分については、土地の事情もいろいろある中で、個人の所有や市の所有、市の所有部分はお貸しするのでしょうが、民間の方がお貸しするとなると考え方をお聞かせください。

金城支所市民福祉課長

地元自治会と所有者とで調整してもらいます。その負担をどちらでされるかということについては、資産税課長からお願いします。

資産税課長

金城支所から事前にお話をいただいているので、土地の譲渡の際に使用目的が限られていると聞いているので、集会所的な使用であれば減免したいと考えています。

岡本委員

土地を個人の方が持っておられる場合に何らかの形でその土 地を手放す形になった時に、建物は町内等で譲渡されていて、土 地は地主の方になるわけですが、この辺の調整や協定等がありますか。

金城支所市民福祉課長

具体的な協定まではそこまで至っていません。ただ、そういった時には対応するといった話は伺っています。

岡本委員

家屋を解体しなければならない時は、あくまで譲渡として受けた方が解体するのでしょうか。

金城支所市民福祉課長

その点も地元の方と十分協議させて納得の上で譲渡させてい ただいています。

澁谷委員

澁谷委員

今のこの時点で、11カ所の無償譲渡が出てくるというのは、どう理解すれば良いですか。

金城支所市民福祉課長

質問の趣旨は一遍に出ているということですか。

合併から 10 年も経過して、しかも金城自治区だけなのはどういうことですか。

金城支所市民福祉課長

この古紙収集ボックスについては、旧金城町時代に作ったものです。市で持っているボックスが他の自治区には存在しません。これまでごみの収集、分別の議論の中ではこの方法でやろうということで平成31年3月までこのボックスでやっていました。しかし収集箇所が限られており、高齢化する中ではなかなか難しいということで、もっと出しやすい方法に変えることになりました。それぞれの町内にある収集箇所へということになりました。これまで15基だったのが145箇所で収集することになりました。ボックスを共用の廃止をして普通財産になりました。使わなくなったボックスを地元で使いたいという声があり、他の自治体にも呼び掛けたところ15基全て譲渡となりました。

澁谷委員

このボックスを他の利用にするとのことですが、どのような利用方法を考えて町内から声が出たのでしょう。

金城支所市民福祉課長

畳3畳分です。町内のイベントで使う資機材を保管しておく倉庫として使うそうです。ごみ収集場所に建っているものはそのままごみ集積場として使うところもあるとのことです。

田畑委員

解体の時には今から協議するのではなく、どちらが負担するかを決めた上で無償提供しないと、地域の人にあげたら迷惑になる可能性もあります。各町内会、自治会の負担が増えるなら、あまりふさわしくない気がします。どのみち木造ですし、そう長く持

つものではないと思うので、将来的には行政が解体する等、結論 を提示してあげた方が良いのではないですか。

金城支所市民福祉課長

先程の説明が分かりにくかったかもしれませんが、既に協議は まとまっておりまして、全基とも解体も地元でやるという話でま とまっています。

柳楽委員長

その他ありますか。

(「なし」という声あり)

柳楽委員長 下水道課長

下水道課長。

先程の下水道事業の条例の件ですが、整理できましたので説明します。第6条の賠償責任のことですが、地方自治法第243条の2の2第8項がありまして、それをもとに条例を作っています。職員が保管する現金とか有価証券、物品等を保管している時に失くしたり損傷したりした案件が出た場合、その中で故意とか重大な過失に当たらないことがあった、例えば火災で焼失するなどあった場合、その責任が免除になる場合があります。そういった場合にはこの条例によって損失したものが50万円以上になると議会の同意を得るということです。

第7条については、例えば下水道整備しており、外へ向けてどなたかがお金を出すのでここに入れてくれとか、何年以内に払うので工事をして欲しいとか、条件等があった場合に議会の議決を得るということです。何年以内に下水道の整備して欲しいとか、そういうことを想定しています。

澁谷委員

自治法がそう記載してあるので、上位法がそうなっているので 第6条については現実的には可能性は少ないが万全を期して記載 したと理解して良いのですね。

下水道課長 佐々木委員

そうです。

下水道課長

第6条は理解できましたが第7条がよく分かりません。

ある地域で下水道を整備して欲しいと寄附があって、例えば何年以内とか、それ以内にできなければお金を返して欲しいとか条件つきでできないことが起きた場合には議会の同意を得る。金額とお金や土地を寄附して、何年以内にと言われ、それができなければお金を返してもらいます、といった案件が相当します。

佐々木委員

なかなか理解ができません。単純に言えば、お金を寄附して下

9

水道工事をしてもらうケースがあるということですか。

下水道課長

例えばということで。これは下水道事業の例ではないですが、、 林道を開設3年を目途にしていたけれども、寄付される方が1年 以内に開設しなさいと、1年以内に終わらない場合にはお金をお 返ししますよと条件付きということで、下水道事業に関してそう いうことがあるかはわかりませんが、そういうことがあった場合 にいれるということでございます。

柳楽委員長

その他にございませんか。

16. 請願審查

(1)請願第4号(仮称)新浜田ウインドファーム風力発電導入計画に関する請願について(継続審査)

柳楽委員長

執行部に聞いておきたい点等がありましたら、受けたいと思います。

佐々木委員

この件について私は福祉環境委員でなかったので、これまでの 議論に入っていませんでした。前回、福祉環境委員会で採択され ましたが本会議で継続の動議が出て、かつてない事例だったと思 います。これまでは委員会で決めたことを議会でも優先するとい うことでしたが覆されました。それだけ、難しい、結論を出しに くい案件なのだろうと思います。じっくり読み込みました。要望 の件数が、多分私は数えたところ 18 個くらい要望や意見が出て います。その中でも議会から事業者に対する指導をお願いします、 意見をお願いしますという項目が非常に多かったように思いま す。市、国、事業者、1 件ほどどこに言われているかも確認した いのですが。執行部に質問ですが、議会が事業者に対して指導は 難しいと思いますが、意見をする場合、議会としてどの程度事業 者に対して効果があるのか。事業者でないと判断できないとは思 いますが、ご意見があればうかがいたいと思います。本来、環境 影響評価法の中で各首長の意見が反映されて事業者に行くのが 一番、流れの上で良いと思いますが。議会の意見がどの程度、効 果があるのかご意見をお聞きします。

環境課長

事業者に対して議会から意見を述べる事は可能かと思います。 しかし、継続する判断等は事業者がされることですし、最終的な 判断は経済産業省側がされます。 佐々木委員

可能だが本来の筋で言うと、きちんと場を踏んで要望するのが 一番効果があるということですね。

環境課長

そのとおりです。段階ごとに市長から意見を述べるようにしていますので、その意見の中で反映していくことが重要だと思っています。

その他にございますか。

この請願は特異な請願で、委員会が本会議に上程したのに、差 戻で継続審議を本会議に要請されたのですよね。そのことから、 委員長の方から内容が多岐にわたっているので、住民の皆さんに 寄り添うにしてももうちょっと整理して欲しいと紹介議員にお 願いしたら、請願 11 号が新たに出されました。本来ならば、古 い方は取り下げて行われるのが筋だと思います。こういう例があ ったか教えてください。

市民生活部長

私の浅い経験でもこのようなことはないかなと思っています。 前の請願は環境審議会を開く前の段階の要請のような文章の感 じを受けています。4月に審議会は終わって県知事に提出してお りますので、あの請願はもう意味をなさないと思い、新しい請願 で審議すべきだという気持ちがあります。

柳楽委員長

2 件出されたということを事務局に確認しておりますが、特に 問題ないという回答がありましたので、付け加えさせていただき ます。

岡本委員

ではこの2つを別々に審議するということですね。以前のを整理したのが今回出されたものかどうか聞いていただきたいと思います。

柳楽委員長

2つについてどのような違いがあるのか、紹介議員から説明をいただきます。

串﨑議員

4号の継続審査と12号の新しい請願ですが、流れが一緒ですので一緒に説明します。冒頭にお願いしておきますが、傍聴に自然と環境を守る会の小笠原さんが本日来ています。聞きたいことがあれば説明すると言っておられます。

流れを説明しますと、平成31年3月25日に最初の請願が、22 名の会員から提出されています。既に弥畝山に28基が建設されていますが、弥畝山と同じ会社が、17基新たに足すということで した。音や低周波、身体に影響はないのか、動植物は住めるか、川の影響はどうなる、工事による沢崩れ等、甚大なリスクと不安があるため、弥栄の自然と環境をまもる会を設立され、6月議会に請願書が提出されました。弥栄の自然と環境をまもる会は地球温暖化防止のために自然エネルギーは必要あると認識はされておられます。風力発電事業自体を6月提出時には反対をするものでありませんでした。提出されたものかなりのページに詳細に書いてありますが、17項目の会の考え方に対して浜田市議会の賛同を求めるものでございます。要するにきちんと答弁を浜田市にいただきたい、という請願内容です。

今回の請願ですが、自然と環境をまもる会が2回にわたって事業者と協議しましたが、納得のいく回答が得られない為、建設反対の請願書を提出されました。弥栄町は既に29基の風力発電機があり、既に自然再生エネルギーには貢献しています。福祉環境委員会の皆さんのご理解をお願いします。先ほどの請願ですが、既に進行しておりますので、取り消すべきだったと私も思っています。

柳楽委員長 岡本委員

説明をいただきました。

前の請願については取り下げるべきだったというのは、今この時点で分かったのですか。この請願が分かりにくい、だからこのことについて出していただけないかと言ったはずですが、その回答なくして、今のように取り下げるべきだったというのはもっと前にやるべきではなかったか。私たちはそれはそれとしてやるべきですか。委員長、どう思われますか。

柳楽委員長

請願者が同一のこの請願を今回審査するにあたり、私としては 1 つずつ判断を行っていくべきだろうと思っています。出されて こちらが受けている以上はそのように対応すべきと判断しています。

岡本委員

紹介議員が言っているように、私たちはこの請願を否決して良いと思っていますが。

柳楽委員長

出されているので粛々と判断していくしかないと思っています。

岡本委員

理由として、紹介議員が取り下げるべきだったと述べられてい

るので、私たちはこれをもってこれを否決しますと言いますが、 それで良いですか。

別々に出されているものですので、別々に審査は行っていく必要があると思います。

今の紹介議員の説明を聞くと、請願第4号の時点では、自然エネルギーの重要性も十分理解しているとのことでした。であるならば、グレタ・トゥンベリーさんという 16 歳の環境活動家が化石燃料の問題や自然エネルギーのことに対して次の世代に対して危機的な状況だということで、彼女は飛行機も乗らずに行動するということをしていますよね。請願第4号の段階では理解していて、この今回出てきた建設反対と言うのは、かなり開きがあるように思うのですが、自然エネルギー、化石燃料、CO2の問題、気候変動とか、日本でも15号や19号の台風があって、今までとは違った環境状況になっているなと、日本人は肌で感じていると思うのです。真夏の暑さで、甲子園の野球さえも文部科学大臣が見合わせた方がいいくらいに、生命の危険がある状況なわけです。そういった中で自然エネルギーの建設の反対の請願に変わったというのは、その紹介議員もそういうスタンスなのか、その辺をもう少し詳しくご説明いただけますか。

最初申しましたとおり、根底には、弥栄に住む我々はもうこれ 以上の自然破壊が進むなら弥栄町はつぶれるという方がかなり おられます。もともとはそこに原点がありますし、弥栄は自然エ ネルギーに協力していないわけではないですし、かなり協力して おります。これ以上は自然を汚したくないという根底の気持ちが ある中で、国が推進していることは皆さんご理解していますが、 先程言いました 17 項目の請願に対しての明確な答弁をお願いし たいと言っています。2 回業者を呼んで話をして、なかなか明確 な答えが出ないので、これ以上話をしても明確な答えが出ないの であれば建設反対の請願を出すということで。私も共感いたしま した。

請願者が本日来ておられるので、もし委員から意見を聞きたいなら。

請願者の思いはこの中に網羅されていて、再度強い繰り返しに

柳楽委員長

澁谷委員

串﨑議員

柳楽委員長

佐々木委員

なるのではないかと思うので、それより確認したいことがあります。私は請願第 4 号と請願第 12 号は趣旨が違っているように思います。書かれているのは同じような内容ですが。請願第 12 号については弥栄の方々の思い、これ以上弥栄に風力発電機を作って欲しくないということで、風力発電そのものを否定はしていないと。これについては非常に分かりやすく、理解できました。

第4号は18項目あり、その中で紹介議員が言われたのは、議会に対して回答して欲しいということですが、とても回答できるものではないと。単純に私が仕分けしたところによると市に対する要望が3件、国への要望が1件、事業者に対する要望が1件、議会に対する要望が12件、分からないのが1件ありました。紹介議員は全部議会にとのことですが回答不可能なものもあるので、はっきりさせた上で判断したいと思います。この点について紹介議員が無理なら請願者にお答えいただきたいと思うのですが。

串﨑議員

先ほど説明したように、請願第 4 号は、本当は別紙で 17 項目 は事務局が外したので分かりにくい点もあったと思います。きち んと答弁していただきたい、こうした会の考え方に賛同したので す。市の答弁、議会の答弁、事業者の答弁が必要なものがありま す。きちんと答弁いただきたいという考えに賛同したわけで、議 会から答弁をいただきたいのではなく、考え方に賛同して欲しい という意味です。

佐々木委員

今言われたことは、書いてあることを実行することに議会として責任が発生しますよね。業者に対して指導するとか、誰がやるのかという話になるので、そういう請願は目的としてどうかと。どこまで議会に求めるのかが明確になってないので、請願者にご回答いただければありがたいです。

柳楽委員長

佐々木委員から請願者に答弁を求めたいとのことですが、その ようにお願いできますか。

澁谷委員

その全段階で、議会は言論の府であるのに、言葉はきちんとしてないのに、趣旨を理解して議論してくれなど、紹介議員としての責任を全然果たしていないと思いますよ。そのようないい加減なものを議員が賛同して出したのか。また、事務局の名誉にかか

わる発言があった。一方的に事務局が外したような言い方がありました。そこの辺をもっときちんとしないと、請願者に聞いてもよけいに混乱すると思います。

柳楽委員長

暫時休憩いたします。再開を11時15分とします。

[11 時 05 分 休憩] [11 時 16 分 再開]

柳楽委員長

委員会を再開します。始めに、一枚紙を事務局が外したという 発言について、事務局から説明をお願いします。

新開書記

請願第4号について事務局で受理しております。請願者さんとの確認の中で内容についてはどうなのかということで、了解の上で取り下げたというつもりでおりましたが、その辺の了解が得られていないということで、誤解を与えたような受理をしてしまったことについては、大変申し訳なく思っています。

柳楽委員長

という説明でしたが、このことについてはよろしいですか。

柳楽委員長

紹介議員から、請願 4 号については取り下げるべきだったという発言がありましたが、請願者もそのようにお考えでしょうか。

請願者

はい、それで良いと思います。

柳楽委員長

請願者からも取り下げた方が良いというお話がありましたので、そのあたりも含めて審査していきたいと思います。よろしくお願いします。

請願第4号についてその他に質疑がありますか。

(「なし」という声あり)

(2)請願第 11 号(仮称)新浜田ウインドファーム風力発電導入計画に関する請願について

柳楽委員長

執行部に聞いておきたい点等がありましたら、受けたいと思います。

(「なし」という声あり)

本日、紹介議員(川上議員)に出席していただいておりますが、 補足説明がありますか。

川上議員

補足説明として、現在風力発電に関しては環境アセスメントの 第三段階です。現在各所で調査をしておりまして、冬の調査をし ています。こういう結果が出たからご判断をいただくことになる と思いますが、それまでは見守っていただきたい思いでのこの請 願を提出しておりますので、よろしくお願いします。

柳楽委員長

委員会から質疑はありませんか。

岡本委員

弥栄においてはどちらかと言えば反対するとのことです。地域 住民の反応について、お聞きします。

川上議員

この請願を出したのは波佐地区の代表者です。地域振興に非常 に期待を寄せられています。自然エネルギーを使うことに賛成な のでこの形で出されています。しかし条件がありますので、条件 については見守っていただきたいということで出しています。

岡本委員

条件については分かりませんが、会派で話し合ったの内容ですが、地域との話し合いの中でそれに伴うある程度の保障があると思っています。その辺りは紹介議員として把握されていますか。

川上議員

事業者が弥栄地域の方にお会いしてお話されていると伺っています。地域に貢献するのもやぶさかでないという意識だと認識しています。

岡本委員 川上議員 岡本委員

そういうことも踏まえて話をされているのでしょうか。 そのようにうかがっています。

市民生活部長

そうであれば、執行部にお尋ねします。浜田市は三隅に火力発電所があります。これの恩恵を受けているまちですし、それに対する保障も税収もあります。弥栄では反対、金城は賛成。一市町村で化石燃料に頼っている、かたや自然エネルギーにも頼らなければならない。執行部はどう認識していますか。あくまでも住民主体だとは思いますが、考えがあればお聞きします。

環境部門を担当する部長としては、もちろん世界の流れとして も再生可能エネルギーに向かっているのでエネルギー施策は自 然エネルギーにシフトする方向にいかねばならないと思います。 自然環境、人への影響は極力抑えなければならない。そのバラン スを取りながらより良い社会を目指していくのが我々の仕事な ので、法で定められた手続きによって粛々と手続きを進めていま す。

岡本委員

請願なので、我々もこれに賛成か反対か示さねばなりません。 執行部も同じです。非常に福祉環境委員会としてこの請願を重く 市民生活部長

受け止めています。私は議員間討議をしたいと思っています。執 行部はこのことについて話し合われる可能性がありますか。

我々も多少勉強していますが、専門家ではないので、陳情に出てきた内容を我々が証明したり調査したりはなかなかできないことです。ですから国の定めた環境アセスメントの調査結果をもって我々の判断材料とさせていただきたい。環境に影響があれば他の手段を選択していただきたいし、こちらとしても言うつもりです。まずは調査結果を待ち、結果をもって内部協議なり、環境審議会等で話し合っていく手順にあると思っています。

岡本委員

市民生活部長

佐々木委員

柳楽委員長 環境課長

佐々木委員

市民生活部長

佐々木委員

市民生活部長

佐々木委員 市民生活部長 澁谷委員 調査結果と言うことでありますが、調査とはいつに終わって、 私たちはそれを抜きにして判断するのは難しいと思いますが。

今の段階では既に調査が行われると思っています。経済産業省なり環境省なりで調査を始めていると思います。1年から1年半かかりますので、その調査が出るのは1年半から2年後ということになると思います。

新浜田ウィンドファーム発電事業は、何ヶ所か予定地があって そのうち金城に予定するもの、弥栄に予定するもの、その他、予 定地が示されたと思うのでそれを確認させてください。

金城分何基、弥栄分何基ということですか。環境課長。

現在の計画上では、弥栄町 4 基、金城町 11 基、匹見町 2 基の計画です。

それぞれ単体で計画した事業があるのか、それとも 4 と 11 で ずっとつながっているイメージですか。

あくまで今の計画で、調査結果によっては位置がずれることも あり得ますので、確定的なことは言えません。金城町と広島の県 境に11基、益田と弥栄の境に4基くらいです。

これが1つの事業で、一気にできるのですか。4基が1つの事業、11基が1つの事業ではなく。

基数で分けてはおらず、これが1つの事業です。基数自体変わる可能性もあります。

風車がつながっているイメージですか。

はい、イメージ的にはそうです。

風力発電が浜田市に初めて導入された当時、議会側は自然エネ

ルギー導入出し固定資産税が圧倒的付与されるので、もろ手を挙げて賛成したと思います。川の水が濁る等いろいろな問題が出ました。今回の弥栄の請願を見ると、自然エネルギーへの流れは理解できるけれど、ノットインマイバックヤード、分かるけど自分の裏庭には作って欲しくないという。自分の近くは嫌だというのも人間の根本的な感情だと思います。敬川に焼却場を作った時も近隣住民の皆さんの理解を得るための配慮があり、合意点を見つけました。弥栄の皆さんからこういう声が出てくるということは、そこに入っている行政側も上手い具合に意見をくみ取って橋渡しをするといったことができてないから、反対の陳情になっているのではと推測します。部長は弥栄の人達の意見をきちんと聞いている認識なのかお聞きしたい。

議会の報告会や井戸端会で弥栄からは、圧倒的に風力発電の話でした。そのくらい地域の方から声があります。行政マンとして意見集約等はされているのですか。

市民生活部長

市にも陳情がありましたし、弥栄町の会議でもそういう話が出るのは聞いています。我々は事業者と住民さんとの間を取り持つというか、話し合いの場で、事業者は住民に納得できる説明を常日頃からお願いしています。住民の方の利便性が向上するものを行政側からの働きかけはできかねる。そえは事業者さんが考えられて、地元にどういった貢献ができるのかというのは事業者さんに考えていただきたい。住民さんとの話で進めていって欲しいと思います。我々はあくまでも法にのっとって中立の立場でいなくてはいけない。双方の意見を聞きながら、法にのっとって進めていくしかないと思っています。

澁谷委員

客観的なジャッジメントに至るまでに、行政側にとっては固定 資産税も入ってきて便利ですよね、自然エネルギーの率が高くな るとか、自然エネルギー推進へのメリットもあるように思います。 弥栄の皆さんが抱えておられるストレスをきちんと聞いて橋渡 しする努力が不足しているからこういう不満が出ているのでは ないですか。お互い良い形になるようにお願いしたいのですが。 今回の陳情を見るとかなりアンケートのパーセンテージはどの くらいのアンケートでその結果が出ているのか、紹介議員はご存 知ならお示しいただきたい。

柳楽委員長

請願第 11 号の 2 番目の項目にアンケートが出ています、そのことについてです。

川上議員

執行部が先ほどご説明した設置場所についてですが、弥栄は現時点で1基の計画、4基が益田地区、残りが金城地区です。承認についてですが波佐地区の7割がこのことに賛成しています。

澁谷委員

対象人数はどうなのですか。

川上議員

今日は陳情者が参っているので、そのことは陳情者から回答していただきたいと思います。

柳楽委員長

この場に請願者がお見えなので、請願者に確認させていただく ということでよろしいですか。

請願者

アンケートとは浜田市地球温暖化対策実行計画の中でアンケートを取られた、その結果のことでしょうか。

澁谷委員

行政のアンケートを添付してあるということですか。

請願者

その結果をここに挙げさせていただきました。

その中で事業所向けアンケートでは 50 パーセントが、浜田市に 適した再生エネルギーでは「風力発電」が最も有望であろうろい うアンケート結果が出ております。

澁谷委員

根拠は行政データということですね、分かりました。

岡本委員

金城支所にお尋ねします。議会報告会で金城に入った時、河川が汚濁されて蛍が云々等出ました。このことについて解決されたのだろうと思うし、7割が賛成されるということはそれについての対策もできているのであろうと思っているのですが、どうでしょうか。

金城支所市民福祉課長

河川汚濁等の問題等について解決したとはありません。ただ、これまでの業者の説明会において聞いている声は、省エネの面から事業の必要性は認められますが、前回の例も含めた供用開始に伴って河川汚濁等の影響があったことは事実で、これが一番懸念事項だということも言っておられます。ただ、事業の必要性からみて調査とか評価、経過とかをしっかり地元に伝えて不安を払しょくして欲しい意見をいただいていると思います。そういったことで事業自体の賛成とそれにあたってはしっかり対応と地元との話をして欲しいという、その結果がここに出ているものと考え

ています。

岡本委員

地元と業者さんの話なのは分かりますが、執行部として把握しておかねばならないだろうと思います。例えば河川が汚濁するというのは、汚れた水が出た時に沈殿槽を設けて排水するとか、具体的な方法を示していくわけですから、事業者から説明があったか、執行部は把握しているかお尋ねします。

金城支所長

そういった山地開発をする場合には行政としては、法律に基づいて審査します。先程、話があった、周布川の河川汚濁についても汚濁防止施設の計画はしてありました。ですが雨量の過去データに基づいて規模を計画しますが、汚濁は想定以上の雨が降ったためで、事業者さんの方で地元の漁協の方に補償されたということで解決されたと認識しています。

それ以後も河川を管理している県に調査してもらっています し、風力発電事業に関わるためにアユがいなくなったとか認識は していないです。

岡本委員

そういう形であればそういうことを指摘しながら対応をして 欲しいと思っています。議会報告会の時の話で、北広島町が風力 に反対するという話がありました。北広島も分かっておられると 思います。北広島から執行部に話がありましたか。

金城支所長 市民生活部長 小川委員 直接は伺っておりません。

本庁の環境課も北広島町から直接お話はありません。

紹介議員から説明があった中で、環境アセスメント第三段階にきているとのことですが、現在計画されている風車の設置場所、数について、次の段階でもその可能性があるのか、変更は全く考えず当初から最後まで進んでいくのか、流れはどう認識されていますか。

環境課長

環境アセスメントの結果によっては計画変更もあろうかと思います。

小川委員

それについて見守るとのことですが、相対的に言うと弥栄の方にとってはこれ以上建てて欲しくない、また、今あるものの検証もして欲しいと。現在 29 基立っているものへの調査等はどのようにされているのでしょうか。

環境課長

現在の29基の影響は現段階では調査できておりません。

小川委員

弥栄の方からすると、現在立っている中でも人体、自然環境への影響を心配されて、もっと大きい風車が立つことを心配しておられることが伝わってきます。影響をおさえる方法は、本体の位置をずらすことしかないと思います。感じ方には個人差もあります。恐らく反対されている方も自然エネルギーの必要性については認められています。住民の安心な生活のために行政がやるべきことの整理についてどう思われますか。

市民生活部長

住民の皆さんから何か異常があるとか、苦情がある場合は我々もすぐ対応します。環境に関する法律に当てはめて事例を検証していきます。各種法律を駆使しながら問題解決に向けていくのも行政の仕事だと思っています。住民の皆さんの意見には真摯に向き合う所存です。

小川委員

住民の方にとってどうしても迷惑な施設ということはあるかと思います。利益還元という仕組みがないまま、国は自然再生エネルギーの普及と言う中で、普及と言うことは良いのですが、自然エネルギーの影響がある方々の意見は一番大事にしなければなりません。行政はただ法に従うのではなく、住民の声を聞いて、国に対しても還元のシステムを要望するべきだと思いますが、国の動きの中で検討されていないのでしょうか。

市民生活部長

国に対しても地域に貢献できるような制度にしていただければと思っています。しかし具体的にどうするかは私も浮かばない。世界的に環境に優しい施策の方向性はありますので、その流れに乗って国県に新たな環境施策を要望していきたいと思います。

小川委員

賛成推進派と反対派がおられます、歩み寄りの条件というのは、 どこまで我慢するかに尽きるような気がします。どういったこと が必要なのか。我慢するかどうか。非常にデリケートな部分です が、どうでしょうか。

市民生活部長

大変難しいご質問だと思います。正解がないのだろうと思っています。我々ができる限り、賛成反対両方の住民の皆さんがどこかで落ち着けるよう話し合いをもっていきたいと思います。我々は行政として努力しているという以外は今の所言えません。

小川委員

実際に影響が出るかは分かりませんが、仮に出た場合は行政は 声に寄り添う仕組みづくりは絶対必要だと思います。きちんとや っていただきたいと思います。どうでしょうか。

市民生活部長柳楽委員長

もちろん何らかの影響が出れば確認、検証するべきと思います。 その他ありませんか。

(「なし」という声あり)

(3)請願第12号(仮称)新浜田ウインドファーム建設反対に関する請願について

柳楽委員長

執行部に聞いておきたい点等がありましたら、受けたいと思います。

沖田委員

住民への影響はないという答弁で良いのですか。

市民生活部長

それは今からやる事業で、影響があるかないか調査中です。実際に立ってから影響があるかは分かりません。あれば行政として対応します。

沖田委員

浜田市で今まで苦情が寄せられた事例はありますか。

環境課長

具体的なものはないです。

岡本委員

紹介議員にお尋ねします。弥栄町に集中する風力発電の計画すれば、弥栄のまちづくりにも影響しかねませんというところから、8月以降、企業側と協議を重ねてきましたが、納得いく回答が得られないとあります。紹介議員として理解している部分があればお願いします。

串﨑議員

2回開催されていますが、1度しか出てない状況ではありますが、3人ほど事業者の方が見えて、こちらから説明しましたが、 きちんとした回答が得られない状況でした。

岡本委員

10項目全てが納得できない回答だったということですか。

串﨑議員

全部は把握はしておりませんが、もしこれ以上の説明が必要なら請願者さんにご説明いただきたいと思います。このうち何点かは、私も説明がなされなかったと感じています。

岡本委員

今日、請願の代表者さんが来られていますので、もしみなさん の了解がいただけるなら、その辺の意味合いを確認させていただ いてもよろしいでしょうか。

柳楽委員長

請願者に確認をさせていただいてよろしいですか。

請願者

10 項目に対して具体的な対応の仕方や、こういった調査をしますということは私たちには全く理解できません。これから環境影響評価等の結果で具体的に示すと言われますが、私たちも2月以

降いろいろな活動をしてきましたが、景観部分が非常に壊されているというのが圧倒的に住民意見として最も多いものです。弥栄町全体のまちづくりイメージ的に非常にまずいとたくさんの方から言われています。またどちらが先なのかということになりますが、災害等に関しましても想定できない被害があるならさらにこれを建設することで被害が増えるのではと山間部の方は心配しています。この 10 項目に関しては、私たちに納得できるものはないと解釈していただいて結構です。

岡本委員

我々としては重く受け止めています。私個人は住民第一だと思っています。弥栄の反対の声は重要だし、金城の賛成の声も重要です。どこかで歩み寄りをせねばならないという意見に賛成です。弥栄ではもう作って欲しくないというのも理解できますし、金城はこれを起点にまちづくりするというのも理解できます。

歩み寄るという話をしましたが、請願4号もかなり揉めました。 住民の意見が大事なのか、再生エネルギーが大事なのかもう一度 福祉環境委員会に戻して協議しようではないかということで、今 から協議しますが、他所の地域でも行われていますが、納得でき る保障がないということでしょうか。地元の感情は事業者に分か ってもらいたいし、何らかの保障は必要だと思っています。10 項目にわたって本当にこのことがアセスメントの中で表示でき るのか、執行部にお尋ねします。

市民生活部長

アセスメントの中でこの 10 項目すべてというか項目によっては調査できない、あるいは調査にふさわしくないものがあろうかと思います。人間の主観が入って、人によって感じ方が違うものは科学的な調査、裏付けが難しいです。野生動物が下りてくるというのも日本全国で発生しているので、風車の影響かは分かりません。そういった項目が何点があろうかと思います。ただ、アセスの中では科学的な裏付けというところで示されるのであろうなと思います。

岡本委員 市民生活部長 最終的に、調停役を執行部がされるしかないと思いますが。

それはなかなか、今の法律の枠組みでは難しいと思います。事業認可するのは経済産業省でありますのでそこが認可したものを浜田市がどうこう言うのは難しい。結果が出る前に市長意見、

小川委員

県知事意見として言っていくしか方法はないだろうと思います。 弥栄町のまちづくりにまで影響しかねないということがあり

ました。請願を出している住民の方と、弥栄の執行部のとらえ方、まちづくりと、認識が一致しているのか。全く違う認識を持って

いるのか。気持ちをお聞きできればと思います。

弥栄支所長

弥栄町は農業主体のまちですので、景観を含め自然を大切にしていくのは大事だと思っています。しかし再生エネルギーを全て排除するのは難しいと思っています。できれば両立できるような方向でまちづくりに向かっていきたいと思っています。

小川委員

浜田市に対して一定程度の固定資産税も入ります。風車の影響を受ける弥栄の方々に特に手厚く配分される仕組みにはなってないのでしょうね。

市民生活部長

風車があるということで特に弥栄町に重点的にあるといった ものは、今ありません。

小川委員

合併する以前から地域に住む方に聞くと、弥栄のまちづくりは 外部から企業を誘致するといった方向ではできないから、自然を、 第一次産業を中心としたまちづくりをしていかないといけない ということで、風車はちょっと似つかわしくないということでお 聞きしたことがあるので、地域にお住いの人の意見というのはど のようにとらえておられますか。

弥栄支所長

自然環境を大切にとは思っています。違うところに建設される のがいいとは思いますが、事業者さんの計画等々もあると思いま す。気持ち的には違うところに建っていただければと思っていま す。

小川委員

弥栄町には1基が計画中です。弥栄の方にとって次の1基が問題になるのでしょうか。

市民生活部長

仮に風車が建てば、イメージを調査書の中で示されますので、 それでわかると思います。ですので、現在1基か2基か景観的に はまだわかりません。

弥栄市民福祉課長

先程、苦情の質問がありましたが、8月から9月頃にかけて3名から苦情が入りました。結果的にその直接の原因が風車かどうかは分かりませんでした。

それでは暫時休憩します。再開を1時15分とします。

[12 時 17 分 休憩] [13 時 15 分 再開]

柳楽委員長

委員会を再開します。

17. 陳情審査

(1) 陳情第 134 号 浜田圏域に、麻酔科「ペインクリニック」の診療環境の確保を求める陳情について

柳楽委員長

執行部に聞いておきたい点等がありましたら、受けたいと思います。

佐々木委員

なぜ患者さんがおられるのに受けられないようなことに。医師の方が転勤されたのか。残された患者さんにはどう対応するのでしょうか。

健康医療対策課長

ペインクリニックを担える先生が 1 人いらっしゃいましたが、 病院が転勤されたので担える方がおられなくなりました。3 名の 患者さんについては、医療センターから新たな診療所は紹介され て、次につなげることはされたと伺っています。

佐々木委員

次につなげる対応はされたとのことですが、それが難しいから こういう陳情が出ているのではないですか。

健康医療対策課長

ペインクリニックということで痛みを緩和するということで、 同じくペインクリニックを標榜しておられる診療科の先生がど こにあるというのを紹介されたりというのは聞いています。具体 的にどなたが患者さんで他にどなたがいらっしゃたかというこ とを知っているわけではありませんので、具体的にどこに案内さ れたかは分かりません。

佐々木委員

次の対応を把握されてないということですか。担当課としては 詳しくは分からないと。

健康医療対策課長

3 名と伺っています。2 名はどういうことになったかは聞いております。残り1名の今回の陳情者さんには医療機関をご紹介されたということは聞いています。

佐々木委員

次の医療機関を紹介して、今までと変わりない治療が受けられるなら問題ないのかもしれませんが、今までより随分遠くなったとか、何か不便があるのではないですか。

健康医療対策課長

近隣には担えるところがないのではといろいろご心配されていました。同じことができるかは分かりませんが近いものはご紹介できたと聞いています。

佐々木委員 健康福祉部長 澁谷委員 具体的にどこの病院ですか。

個人が特定できる可能性があるためお答えできかねます。

手術には支障はないが、ペインクリニック専門の先生がいなくなったため陳情が出たと。可決することは簡単なのですが、これを可決したらどうなるかが分かりません。今、医療センターで診療科7科が不足しているのですかね。ペインクリニックというのは島根県内ではどういう状況か特殊なものなのか、もう少し説明いただけますか。

健康医療対策課長

ペインクリニックを掲げられるのは、麻酔科医全員ではなく、 県内でも 12、13 名くらいしかいないそうです。教授クラスだっ たりして、容易に派遣できる環境にない。近隣にもありますが多 くは県東部です。

澁谷委員

益田にはあるというニュアンスですか。石見地方にないのですか。

健康医療対策課長 岡本委員 あると伺っています。

この陳情先はどこに出されるのですか。医療センターですか、 もしくは県ですか。

健康医療対策課長

陳情は市に対していただきました。保健所にも陳情という形かは分かりませんが相談に行かれました。医療センターにも話をうかがってみましたが、担える医師確保が容易ではないとのことです。

岡本委員

教授クラスと言われましたね。4人の麻酔科の先生方が、自分の診療科目として取ってもらえるのか。行政からも先生が資格を取るための助成は可能ですか。

健康医療対策課長

口頭で聞く中でのことなので正確なことは分かりませんが。県内でも十数名しかおられない。新たに担えるようになるためのコストやエネルギーは確認できておりません。今の先生方もずっとここにおられるかは分かりませんので、手当が妥当かは分かりません。

岡本委員

陳情されている方、非常に難病に苦しんでおられると認識して

いるのですが、私も執行部におかれても、救済できるてだてを探って欲しいです。意見として出します。

柳楽委員長

この陳情の受付が10月17日になっています。その後に何か流れが変わったりしたのですか。陳情を担える医師が移動されたのがいつ頃なのかお聞きします。

健康医療対策課長

医師の異動は9月一杯くらいだったと思います。その後新たな 進展があったかは特に聞いていません。他に紹介できる所がある かどうかは改めて模索されたとは聞いています。

柳楽委員長

その他にございませんか。

(「なし」という声あり)

(2) 陳情第 139 号 浜田市の病児保育が国の要項を守っていたかを明確にすることを求める陳情について

柳楽委員長

執行部に聞いておきたい点等がありましたら、受けたいと思います。

澁谷委員

意味が分からないのですが。

子育て支援課長

この陳情について陳情者と直接、話はしていないのですが、浜田市がそのとおりしていたかどうか国がどう判断しているかという意味と解釈しています。

澁谷委員

もう一度。

子育て支援課長

浜田市がこの要綱をこのように解釈しているといったことを、 国はどう判断したのかはっきり示して欲しいという意味ではないかと。私たちは包み隠さず話してきたつもりです。

澁谷委員

看護師が2階にいるか1階にいるかといったことですか。可決 したからといって執行部は何かアクションを起こすのでしょう か。

子育て支援課長

その予定はありません。

佐々木委員

はっきりして欲しいというのが2つあります。既にはっきりさせているのでしょうか。

子育て支援課長

浜田市の考えは常にお伝えしてきたつもりです。あとは国の判断を待っている段階なので、あとは国が判断するのを待つ状態です。

小川委員

まだ国から出てないということは、この陳情には回答できない

ということですか。

子育て支援課長

浜田市の考えはお答えできますが、後段は国の判断になるので、 後段は浜田市からはお答えできかねると思っています。

柳楽委員長

その他にございますか。

(「なし」という声あり)

先ほどの請願に少し関連しておりますが、風力発電関連で「株式会社グリーンパワーインベストメントによる風力発電建設の計画撤回を求める要望書」が提出されています。委員のタブレットに配信されていますのでご確認ください。

18. 執行部報告事項

(1) プレミアム付商品券「浜田市トクトク商品券」事業の実施状況について

柳楽委員長

順次報告願います。地域福祉課長。

地域福祉課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

報告が終わりました。この件について質疑がありますか。

岡本委員

差額分について市税ですか、交付税ですか。

地域福祉課長

5千円を4千円で購入できるので、差額は国からの補助金です。

澁谷委員

以前浜田市が全国で最初にやった商品券の時のような規模、率ではなく、消費税を上げた国の政策の割に魅力が少ない内容のように見えてしまうのですが、申請者が 33.9 パーセントというのは担当課としては読みどおりですか。

地域福祉課長

以前給付金の申請もしていただいたことがありましたが、あの時は給付ということで申請率が良かったのですが、今回は給付ほどにはいかないと思っていましたが、当初考えていたより低い状況になっています。

佐々木委員

非課税者については 33.9 パーセントの申請率でしたが、子育 て世代はどうですか。

地域福祉課長

子育て世代は申請不要なので、基準日にお子さんがおられる世帯には随時発送しています。申請書ではなく該当者には購入引換券を直接お送りしています。

柳楽委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

(2) 浜田市国民健康保険診療所の診療体制について

柳楽委員長 健康医療対策課長 柳楽委員長 澁谷委員

順次報告願います。健康医療対策課長。

(以下、資料をもとに説明)

報告が終わりました。この件について質疑がありますか。

この表を見て素朴に疑問なのは、小国出張所のこれまでは火曜木曜の2時から2時半まで開業で、それを1回に減らすというのは極端というか。30分が週2日あったとしてもその間に何人診られるのか。せめて昼から1日あるなら分かるけど、その時間で診られるのはせいぜい1、2人。あそこに行ってもその時間では診てもらえないからとよそに行かざるを得ないから、実際診療を受ける方の数は非常に少ないと思います。だからその数字を見ただけで患者数が少ないという判断は非常にまずいと思う。小国のような地域のお医者さんの受診時間としては配慮がないように思うのだけど、それをまた減らすというのは理解できないのだけど説明をお願いできますか。

健康医療対策課長

診療時間が少ないが故に患者数が少ないのだろうというお話がありました。昨年度実績で1回あたりが1.6名でした。診療所全体の診療を考えていく中で利用実績は考慮した部分はあります。時間が短いことが人数の少なさに影響しているかどうかは否定しきれません。患者さんがいらっしゃる限りは、最後の方が終わるまでは開けています。大麻に関して言うと、診療科目が特殊で漢方内科とか心療内科とかで縮小も難しいといったことがあったとは聞いています。

澁谷委員

部課長をはじめとするマネジメント、お医者さんの配置の仕方が正しいかどうか疑問な点と、この辺の住民の皆さんに対する理解です、その辺の説明というか意見交換というか。その合意形成がきちんとできているのか。先ほどの休憩時間に課長が地域の方に取り囲まれている姿を見ると、合意形成等できてないのだろうという感じがします。その辺は行政の都合と住民の皆さんの声です。そこは折り合いをつけていかなくてはいけないのだと思いますが、その辺の努力が不足しているからあのようなことになるのかと推測します。十分な理解を得るような説明をされたのかお尋ねします。

健康医療対策課長

まず配置が正しいのかという点です。診療所はそれぞれ所長が

おりますが、その所長はメインではあるものの所長だけで運営は しておりません。医師全体でいろいろな所をカバーしようという 形でやっていますので、特定のところの医師が欠けたから仕方な いという考え方ではなく、全体を全体の中で補おうという形で進 めています。

2 点目に住民の皆さまへの理解というお話について、地域の 方々には先生方含め私たちで今後の体制案を作ってその後に地 域の方にお話をさせていただきました。金城と旭の地域協議会正 副会長さんと、小国自治会の理事会へお話させていただきました。 皆さん、特に小国自治会の理事会さん方からは、このままなくし てしまうのではないかとか、高齢者も多い地域でかかりつけ医に もなっていて無くなったら困るとか、しっかり資格を進めて欲し いとか、あるいはもう少し話が膨らんで、緊急救急体制等も含め て考えて欲しいのだとか、たくさん意見をいただいて、よし分か ったという話ではありませんが、提案趣旨だけは受け止めていた だいたのかと思っています。本来なら早期から話をしていくのが 筋なのかもしれませんが、私たちが先生の退職にあたり、診療日 縮減ありきで考えたのかということではなくて、他の先生が持っ ている業務の調整も何かできないかとか、あるいは県からの派遣 等も増やしていただけないかとか、そういったことに取り組む過 程の中で最終的に診療日の縮小になったので、最初から減らすと いう相談にはなりにくかった事情もあります。

澁谷委員

2日間を1日に減らすのですよね。先生も患者さんを残して業務を終えることはないという。14時から14時半という目途はあるけど15時半までおられる可能性もあるという感じですよね。例えば2日が1日になるなら、この木曜は2時から5時までしなければいけないでしょう。その中でいろいろと検証してみるとか。何か杓子定規のような切り方に見えてしまうのだけど。医療と介護の連携や、地域包括ケア等、地域に置いて連携を取りながら見守りや居場所づくりをやっていこうという本来の考え方からすると、これは逆行する。コストだけを考えて哲学もビジョンもないと思う。先生方とのその辺の話し合いはどうなっているのですか。

健康医療対策課長

逆行しているとのご指摘については、地域への展開は積極的に行いたいとは思っていますが、私たちのコストを考えて医師の確保を控えようと言っているわけではなく、新たに来ていただける先生はおられないか、ずっとアプローチを続けておられます。私たちも県や島大など関係部署に派遣のお願いを続けています。そういった中で新たな先生の確保が難しい。控えようとしてはいませんが確保に至ってない現状があります。診療時間を含め杓子定規でしているのではないかと。先生方が全体の業務の中でどのように考えていくのか、いろいろ相談しながら出てきた部分ではありますがどう考えていけば良いのかちょっと・・・。

澁谷委員

つまり阿部先生も佐藤先生も、これは致し方ないという判断を されて課長はそのように動いたということですか。

健康医療対策課長

診療所の時間だけでなくいろいろな諸業務を抱えておられます。できるできないとか、市でないところもやってもらえないかということも含めて先生方の中で出てきた結論ということなので。実際に現場に携わっている視点からいろいろ見て、今回の内容になりました。

澁谷委員

結果的に小国の皆さん、旭の皆さんの声は、つかんでいるようなつかんでないような課長答弁でしたが、納得いただける確信はあるのですか。強引に押し切ろうという考え方なのですか。

健康医療対策課長

お話には伺いましたが、よし分かったという話では全然ありません。いろいろご意見をいただいています。皆さんこれでご納得いただいているわけでないことは十分承知しています。また地域の皆さんのお話やご意見を伺うことは続けていきたいと思います。

佐々木委員

小国は 30 分の診療時間で気の毒な範囲になってきている気が します。例えば 30 分でどういう方が来られるのですか。たまた まこのタイミングで病気になる方はほとんどおられないと思い ます。定期的に病院に通う方が中心で、だとするとその方々のご 意見を反映できるような体制作りを考えられているとは思いま すが、その辺のご見解を伺います。

健康医療対策課長

限られた時間でどういった方がおられるのかですが、どうして もかかりつけ的にいらっしゃる方が中心になります。先ほど話し そびれましたが、小国自治会でいろいろご意見をいただく中で、30分延ばせないかというご意見もありました。来ていらっしゃる方の中から、30分と言いながら長くやってもらっているのだと。だから時間の調整については差し当たってその場では次の議論には至りませんでした。具体的にどんな時間までという話までは確認してないのですが、弾力的な対応の中ではこれからも行っていきます。

佐々木委員

今まで報告があったかと思うが、今まで火曜、木曜の 30 分で どのくらいの方が診てもらっていたのですか。

健康医療対策課長 佐々木委員 昨年度の実績では1回あたり1.6名でした。

定期的に通う方が多いとなれば、時間配分が変われば近くで利用してみようかという方は多分おられると思います。利便性は地域と相談していくとのことでしたが、曜日が減って時間が少なくても活用できる体制作りを考えていただきたいと思います。

健康医療対策課長

地域の方のご理解も難しいと思います。意見交換というか、お 話させていただく場を用意させていただきたいと思います。

村武副委員長

派遣の先生についてですが、浜田医療センターからと島根県からとのことですが、これは同じ先生が来られるのでしょうか。

健康医療対策課長 村武副委員長 健康医療対策課長 別の先生です。

浜田医療センターと島根県の先生が違うということですか。 以前診療所におられた北條先生、島根県からは今も診療にあたっていただいている上野先生です。

村武副委員長健康医療対策課長

小国出張所はいつも同じ先生がこられるのでしょうか。

基本的には同じ先生が行かれています。診療体制が年によって 動きがありますが、基本的には定まっています。

柳楽委員長

その他にございますか。

(「なし」という声あり)

(3) 第2期浜田市子ども・子育て支援事業計画の策定について

柳楽委員長

順次報告願います。子育て支援課長。

子育て支援課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

説明が終わりました。この件について質疑がありますか。

澁谷委員

日本全国どこに出しても恥ずかしくない計画だと思います。で

も結果的にこれができて、具体的に浜田市の出生数は 400 人をクリアできるようばん回できるのかとなると、これを見てもそういう気にはなりません。島根県知事が学級人数を上げようとしています。その結果、浜田市の小学校は全学年がほとんど一クラスになります。ある程度の出生数がないと教育にもすごく影響を与えてくると私は考えています。具体的に 400 人に持ち直すとは全く思わないけど、そういう結果がでない計画はほとんど意味がないように思ったりするのですが、担当はどのようなお考えでこれを作ったのですか。法律で定められているから作ったのですか。

子育て支援課長

少子化は大きな問題だと認識しています。浜田市の将来を担ってくれる元気な子供さんが1人でも多く生まれることは皆の願いだと思っています。それも大事ですが、子育て支援課としては生まれてきた子供さんを1人も取り残すことなく明るい笑顔で過ごしていただけるような施策を作りたいと思っています。浜田市の皆が産まれてきた子供さんを守ることで、安心して2人目、3人目を産もうという気持ちにもなると思いますので、私たちはしっかり子供さんに向き合っていきたいと思ってこの計画を作りました。

柳楽委員長

その他にありませんか。

(「なし」という声あり)

(4) 令和2年度国民健康保険事業費納付金(仮算定)について

柳楽委員長 保険年金課長 柳楽委員長 澁谷委員

3件まとめて報告をお願いします。保険年金課長。

(以下、資料をもとに説明)

報告が終わりました。この件について質疑がありますか。

これまで毎年賦課限度額が、今は最高98万円まで行っていて、 そういう危機的な負担がある方がおられます。今年はそれ以上上 がる心配はないという理解で良いですか。

保険年金課長

限度額については保険料の、所得の平準化と言いますか限度額ですので、所得のある方の限度額を本来の限度額、率をかけたところまでいかない人を、全体の2パーセントから1.5パーセントまで持っていきたいというのが国の制度なので、所得が高くてまだここまで行ってないのが国の試算になっているので。次年度の

保険料の限度額は出ておりませんが、若干上がるのではという案も今のところは出ています。ただ決定はまだですのでここではお知らせできません。

澁谷委員

まだ上がる可能性があると。いつも同じことを言いますが基本的な体形がもう崩れていて、自営業者と農業者が本来の対象者が今は高齢者と低所得者の対象になっています。ですからもう本来の制度設計が瓦解しているのです。若くて自営業をしている方の保険料負担が年間100万円を超える形になってくると、浜田市から逃げ出す人が増えていくのではと推測します。国からそういう指示があったら浜田市は上げざるを得ないのか。

あとマイナスがこれだけ多いと、所得が普通の方は同じ感じに なるという読みなのですか。

保険年金課長

すみません、限度額は 96 万円の間違いです。限度額については所得のある方の限度額が上がりますが、それによって保険料で集めないといけない額は決まってきますので、所得のある方が払われると、低所得者の方は保険料率が下がる。そういうところで政府としては所得のある方には限度額までは払ってもらうという計算を、限度額にあたる人を 1.5 パーセントくらいにもっていきたいという計算になっているので。率も決めますが限度額もある程度決めないと、天井にはなりませんがその上下をそう計算しています。

仮算定の料率については今年度の保険料率とほとんど一緒、変わらないことになっていますが、これはあくまで仮算定で、浜田市は今年度の保険料率を決める時に国府の財政調整基金1億2千万円入れることになっているので、この基金を入れなくても今後同じような率で、今回の仮算定では令和2年度行けるのではないかと思いますので、保険料が下がる計算にはなっていません。

合併後に国民健康保険の財政調整基金 27 億円か 21 億円かありましたよね。今それはどのくらいまで減っていますか。

低所得者の方は当然保険料が安いです。そうでありながら支払いの 96 パーセントというのは税金納入に比べても回収率が少ないように思います。滞納されている方に対しての徴収が行われているのか。どうなのですか。

澁谷委員

税務課長

もちろんきちんと督促を行って徴収が行われるようにしています。例えば差し押さえて取り立てを行っていますので、件数は昨年同様に推移していますが金額が昨年に及ばないということで、高額滞納案件のヒアリングを毎週したり、現年にあってでも滞納処分を厳正に行うように進めています。

澁谷委員

保険年金課長

全国平均からして標準だという理解ですか。

島根県の国民健康保険は全国で一番保険料の収納率が良く、浜田市は8市の中では上位なので悪い方ではありません。また、先ほど言われたように保険料は所得応益応能割でかけてきますので、皆さんに平等でかかってきます。さらに所得の少ない方には軽減があります。所得の少ない人は保険料を滞納しているというわけでもありませんし、多い人が滞納しているということでもないです。

滞納している方には税務課収納係と協力していますが、短期保 険証にしたり窓口に来ていただいたりして収納促進はしていま す。

澁谷委員

困難な市民に対してはそれなりの対応をするのが行政の務めだと思います。96.38パーセントで島根県内で良かったと言っても、以前旭町は100パーセントでした。そういう実績のある町は収納率が今でも高いはずで、その恩恵で結果的に96.38になっているはずです。いろいろな事情は考慮すべきですが、資産のある方はきちんと払っていただかないといけないだろうし、バランス良く対応してなるべく賦課限度額のアップを極力止めていかないと、人口減少に歯止めがかからないと思います。徴収課長と一緒に検討してください。

柳楽委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩します。再開を14時40分とします。

[14 時 31 分 休憩] [14 時 40 分 再開]

柳楽委員長

委員会を再開します。

(5) 浜田市内における公共水域(河川・海域)水質測定の実施況について

(6) (仮称) 益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について

柳楽委員長

2件まとめて報告をお願いします。環境課長。

環境課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

報告が終わりました。(5)について質疑がありますか。

沖田委員

過去5年間の水質判定で、海水浴場別があります。平成30年AAだった折居が令和元年度にBになっている原因は分かりますか。

環境課長

まだ県に詳しいことを聞いていないため、把握できておりません。

沖田委員

河川の BOB 一覧で、唐鐘川だけ数値が高くなっています。この 原因はどのように把握されていますか。

環境課長

唐鐘地区の下水道接続率や河川の上流の方に水産加工工場が あることが原因と考えています。

柳楽委員長

その他にございませんか。

(「なし」という声あり)

(6)について質疑がありますか。

小川委員

配置計画の地図を見ると浜田市からかなり距離が離れているようです。縦覧をする場所が浜田市役所と各支所に指定してあったり、説明会も弥栄地区と金城地区だけに定めてあったりするのですが、設置場所との関係には決まりがあるのでしょうか。

環境課長

特に決まりはありませんが、設置場所が景観的にも弥栄や金城 に近い地区にあるので、事業所側でそういう説明会を実施される と聞いています。

小川委員

縦覧場所や説明会は、計画しておられる事業者側が判断して決められるのですか。

環境課長

事業者さんや県が相談して場所を決めておられます。

柳楽委員長

その他にございますか。

(「なし」という声あり)

(7)その他

柳楽委員長

その他、執行部から何かありますか。税務課長。

税務課長

DV 等支援措置対象者に係る転出先住所の情報漏洩をした件について、口頭で報告させていただきます。

平成30年6月19日にDV等支援措置対象者に係る転出先住所情報を税務課職員が漏洩した件について、被害女性の代理人と損害賠償について協議を行ってまいりましたが、相手方より本年11月18日付で裁判所に民事調停の申し立てを行ったとの連絡がありましたので、報告させていただきます。

柳楽委員長

この件に関しては調停の申し立てがあったとのことで、今後その調停が進めていかれますので質疑は控えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

その他、執行部から何かありますか。

(「ありません」という声あり)

配布物として「浜田市人口状況(令和元年8月末~10月末)」を配信しておりますので、ご確認ください。

それでは、ここで執行部から12月18日の全員協議会へ提出し、 説明とすべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認した いと思います。

地域福祉課長

本日の報告事項のうち全員協議会へ送らせていただくのは「(2) 浜田市国民健康保険診療所の診療体制について」のみとさせて いただきたいと思います。

柳楽委員長

執行部の意向について、このとおりでよろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

18. 所管事務調査

(1) 保育料無償化による給食費への影響について

柳楽委員長

説明をお願いします。子育て支援課長。

子育て支援課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

説明が終わりました。この件について質疑がありますか。

佐々木委員

結局今までの保育料も含めて負担が上がった人もおられた気がしますが、負担が増えた方の人数が分かればお願いしたいのと、国の給食の基準が合計で7,500円ということで、それを下げなくてはいけないとのことでしたが、施設側のお悩み等があればお願いします。

子育て支援課長

主食費は今までも取っていたものなのでこちらを置いて、今回新たに発生した副食費4,500円が今までの保育料よりも高い世帯

に対して、逆転現象になるのでその差額をお返ししようということで要綱等を作ったところ、一世帯のみでした。差額 1,800 円だったと思いますが、それを毎月お返しする手続きをしているところです。

国から副食費は 4,500 円が目安だと示されましたが、おやつを 手作りしておられる園もありますし、おかずも地元産を使って美味しく温かいものを提供しておられるので、なかなか 4,500 円は厳しいとは聞いていますが、主食費と一括で徴収してその中で何とかやりくりしておられると聞いています。

佐々木委員 子育て支援課長 施設側の負担が若干増えているのが現状なのでしょうか。

今まで主食費の徴収はしておられましたが、今度は副食費も合わせた高額な金額を園で徴収するので、徴収業務の事務が煩雑になるという面で大変だとは聞いています。中には保護者さんの理解を得て口座振替にさせてもらった所もありますし、いろいろ工夫はしておられますが、目に見えない事務作業が増えているのではないかとは思っています。これについては浜田市としても事務的な作業などできるところで何か応援ができないかとは思いますが、国からも給食費を市が徴収するのはおかしいという見解が出ているので、それは施設にお願いしています。

澁谷委員

国が保育料無料化の大変素晴らしいことをやったと思っていたのですが、今度の臨時国会では当初の予算よりも不足して 100 億円なる補正予算を組んだと。その理由というのが、無料になったというので待遇の良い保育園に人が移動したので、当初予定よりも負担が増えたのだという説明でした。浜田市の場合、保育園児がシフトしたようなことはあるのでしょうか。

子育て支援課長

A保育園からB保育園に移ったということでしょうか。園を移られたというのはほぼないと思います。認定保育園内で幼稚園と保育園の使い分けはあるかもしれませんが、内容によって別の園に移るということは聞いていません。

澁谷委員

国が保育料を本当に無料化してくれるのだと思ったら、県と市にも負担があって、それなら浜田市にとってのメリットはどうなのかと思うのですが。結果的に浜田市は国基準の6割に設定していて、浜田市の負担は減ったのですか、増えたのですか、金額が

推定できれば教えていただきたいのですが。

子育て支援課長

担当者も難儀していてなかなか正確な数字が言えないのですが、当初予算ベースで言うと今まで 6 割に圧縮していたのを国が 10 割に戻した金額で無償化の計算をしてくれるので、その分の差額は何千万円か、市にメリットがあるのではないかと思われていましたが、全然国予算が足りない等いろいろなことがあって、結局浜田市にこれだけあげますというのがはっきりしないので何とも言えませんが、今回の無償化で浜田市の支出が今までより増えることは今のところないと思います。

澁谷委員

主食費と副食費は説明いただきましたが、おやつはどうなっているのですか。

子育て支援課長

おやつ代も副食費に含まれていますので、それを園で手作りされているところ等は大変なのですが、一生懸命工夫してなるべく 美味しいものをと考えておられます。

澁谷委員

主食費というのはお米やパンという意味で、副食はおかずとおやつですか。

子育て支援課長

はい。

柳楽委員長

その他にございませんか。

(「なし」という声あり)

(2) 浜田市の児童虐待状況と取組について

柳楽委員長

説明をお願いします。子育て支援課長。

子育て支援課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

報告が終わりました。この件について質疑がありますか。

岡本委員

幼児・児童は今のお話だと全体では増えているという、それも 国のいろいろな指針、ケースをどのようにカウントするかだろう と思っているのですが、実質虐待を現認して児童相談所に処置し た件数は実際にはどれくらいあるのかということと、増えている のかどうかお尋ねします。

子育て支援課長

浜田市では措置ということはしませんので、浜田市として児童相談所に通告した件数は7件あります。ここに書いてあるように虐待認定を受けた子供さんが30年度に63人です。これについては児童相談所に一旦措置されたとか、次の段階に行ったからとい

って浜田市が手を引くわけではなく、児童相談所と一緒に見守り 等を続けています。

岡本委員

児童相談所に行った先の措置、どういう形で対応されているか、 それについて把握されているかお尋ねします。

子育て支援課長

虐待認定されたので、しっかり見守りを行うケースもあります し、どこか子供さんを幼児施設のような所へ預けるケース、里親 さんに預けるケース、いろいろございます。

岡本委員

そういう関係の職員さんがいわゆる嘱託職員なのか臨時職員なのか分かりませんが、かなり求人があって勤められるという話を聞いています。児童相談所では夜間も子供達を受けていかないといけないから、そこに宿直として臨時職員さんかパートだと思いますが、入っている状況を聞いています。すごく大変だと聞いています。私が心配するのは、子供がそこに入って一週間で帰れる、例えば児童相談所が当該の親に対して是正をする、このようにやってくださいと確認して大丈夫にしておいて、その子供をもう一度帰すという流れがあるのだろうと思います。市はそういった流れを把握しているのかお尋ねします。

子育て支援課長

児童の措置をするのは児童相談所になりますが、何か浜田市住民の方でそういったことがあって、児童相談所がされたことについては都度連絡をいただきますし、その後浜田市と役割分担をして、浜田市がやるべき部門、児童相談所がやるべき部門、その他いろいろな機関がやる部分、皆で情報共有をしてやっています。守秘義務部分と皆で共有してしっかり守らなければいけない部分となかなか難しいところではありますが、職員全体が守秘義務だけは守って関係機関でしっかり連携しています。

村武副委員長 子育て支援課長 村武副委員長 子育て支援課長

児童虐待ということですが、対象年齢を教えてください。

生まれた時から18歳までです。

多い年齢等は分かりますか。

被虐待者の年齢ですが、児童相談所ベースで申し上げると 30 年度は、3 歳未満が 17.3 パーセント、3 歳から就学前までが 24.7 パーセント、小学生が 39.3 パーセント、中学生が 14 パーセント、18 歳までの子が 4.7 パーセントで、小学生が一番多い状況です。表を見た時に他の自治体がすごく少ない感じがしました。いじ

柳楽委員長

めもそうですが、今は社会的にちょっとしたことでも通報する流れになってきているので、そういった意味で浜田市は気にしていらっしゃる方が多いということで、こういう結果が出ているのかとも思ったのですが、特にそうではなく実際に虐待件数が多いという見方をされているのでしょうか。

子育て支援課長

いろいろな方が心配だと言ってくださる件数も増えています。 細かく分析したわけではないですが、一世帯に例えば 5 人子供がいると全員が対象になりますので、そういった形で子供さんが多いご家庭で虐待認定を受けた場合は 5 件と数えます。そういったケースで多くなっている可能性もあります。確かに相談件数は年々増えているとは感じますが、そこまで虐待が増えているかは細かい分析をしていないので。急増ということはないと思います。

柳楽委員長

相談される方は家族からが多いのか、それとも周辺の方からが 多いのかうかがいます。

子育て支援課長

浜田市の窓口においてはご家族や病院の先生もありますし、保 育園や幼稚園の先生方もおられます。警察から話が入ることもあ ります。いろいろなところから入っています。

柳楽委員長

その他にございませんか。

(「なし」という声あり)

(3) 特定健診等の実施状況について

柳楽委員長

説明をお願いします。保険年金課長。

保険年金課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

説明が終わりました。この件について質疑がありますか。

澁谷委員

浜田市のがん検診受診率は 10 パーセントもいかないような数字なのに、この特定健康診査の受診率は県内 19 で 6 番目という滅多に見ないようないい数字のように思います。これほど違うのはなぜですか。

保険年金課長

特定健診については保険者がやることになっていますので、本人さんに通知も出しますし、未受診者の方にも通知を出したり、さらにもう1回通知を出したり、一度も受けたことがない 40 歳以上の方については訪問したりということで。今は無料化していますので、そういうことも周知して受診を促して、早期発見早期

澁谷委員

保険年金課長

澁谷委員

保険年金課長

澁谷委員

保険年金課長

治療で医療費適正化に努めていただいております。でもまだ 49 パーセントということで。一時期 50 パーセントまで行ったのですが、28 年度に下がったのでまた上げていきたいと思っています。

国民の中には 30 パーセントは健康に無関心層というか、頑として受診に行かない方がいるらしくて、そういう人を加味してこの数字はなかなか立派だと思います。今の話は自分の担当だから熱心に聞こえたのですが、がん検診は違う担当だから低いのですか。

がん検診は全市対応です。特定健診については基本検診の形で 血液検査や尿検査、血圧検査ということをしますので、働いてい る皆さんも自分が入っている保健でやっているものです。がん検 診は今から説明がありますが、全市民に対してやるので国民健康 保険被保険者の分母と分子、全市民の分母と分子で受診率が変わってくると思います。がん検診についてはなかなか保険者でやっているがん検診まで把握できないところもあるので、分母は市民ですが分子については全部が把握できないので受診率が若干低くなっている所もあります。

あまりにがん検診の受診率が極めて低いから、社会保険や会社で受けたり人間ドックとかも加味したら、もう少し高いのではないですかとお尋ねしたら、数字が捕まえられないので国民健康保険だけの数字なのだという答弁だと思います。人数が捕まえられないけど分母は全市でやっているからということですか。

がん検診と特定健診は趣旨が少し違っており、取り組みの 対応する所が違うのです。がん検診は全市民を対象に、特定健診 は浜田市の国民健康保険、あとは各保険者が各々しますので、分 母と分子の数が違うので、浜田市は国民健康保険に加入している 人が平成30年度は49パーセント、約半分受けていただいたとい う結果を今お出ししています。

ということは他の社会保険や人間ドックされている方をプラスしていくと、もっと高まるという理屈ですか。

特定健診は保険者でやることですので、プラスはないです。他の協会けんぽや共済組合、健康保険組合がやっている人間ドックを国民健康保険の方でプラスして計算するということはありま

せん。ただ、がん検診は全市民を対象にしているからプラスがで きます。

澁谷委員

医療費の問題ですが、いただいた資料を見ると、後期高齢者の 医療費は 90 万円超で松江等とそう変わらないですよね。という ことはこの前の段階の 75 歳未満の方の医療費が浜田市の場合は 高いので、結果的に他市に比べて 10 万円くらい高くなっている という理解で良いですか。

保険年金課長

そのようになります。先ほど言いましたように浜田市国民健康保険の医療費の費用額上位1位が、統合失調症と統合失調型障害及び妄想性障害という、こちらが入院が多い方で、ここで医療費がすごくかかっているので、この部分が、年齢が若いうちでも入院しておられる方がおられればここで多くなるので、国民健康保険に加入して、ということになります。この部分については国民健康保険の方では国から補助金が出るようにはなっていますが。

澁谷委員

通常なら脳梗塞と心筋梗塞とがんが上位3つにくるのが普通の 自治体だけど、浜田市の場合は病院もあってバランスが違うので 結果的にはそういうことになっているという理解で良いですか。

保険年金課長

先ほど言われましたように、国民健康保険はどこの保険にも入ってない方が入る制度になるので、お勤めしておられる方は協会けんぽ等に入るので、当初は農業者や自営業者が多かったのですが、最近は農業者の方も協会けんぽに入ったり会社組織にされたりするので、無職や年金受給者の方が大半を占めるようになっていますので、やはりこういうところに費用がかかってくることになります。

澁谷委員

今の説明を聞くと、医療費の中に入院や手術よりも薬のウエイトが高いのかなと感じるのですが、薬代の区分けというのは掴んでおられますか。

保険年金課長

毎年国民健康保険は、前月を精査するのは難しいので5月ひと 月分を取って疾病統計というのが出ています。浜田市の医療費は 入院が一番の費用額を占めています。調剤等ではなく。国民健康 保険においてはですが。

澁谷委員

薬代は何パーセントくらい入っているのですか。

保険年金課長 - 薬代がいくらかという資料は持ってきてないのですが、1 位の

病気だけでなく全体の薬代ということでしょうか。そうであれば…。

澁谷委員

後で良いですよ。

佐々木委員

特定健診、川本町が一番になっていて、その後の国民健康保険も後期高齢も川本町は一番高いです。普通は特定健診で医療費を抑えるのも1つの目的ではないかと思いますが、それがどうも川本町の場合はそうではなく逆になっているのは、何かご見解がありますか。

保険年金課長

理由は浜田市と同等な理由ではないかと思います。川本町の傍に大きな病院がありますので。被保険者も国民健康保険の中でとなりますので、被保険者数も浜田市よりずいぶん少ないですので、そういう方が何か入院されていれば費用額としてはすごく高くなってきて、1人あたりの費用額も上がることになります。

柳楽委員長

その他にございませんか。

(「なし」という声あり)

(4) 浜田市の生活習慣病の状況について

柳楽委員長

説明をお願いします。健康医療対策課副参事。

健康医療対策課副参事

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

説明が終わりました。この件について質疑がありますか。

澁谷委員

がんについては65歳までの医療費と65歳以上の医療費がほぼ 同じであると。脳疾患と心疾患は65歳以上から急に増えてくる という指摘なのですが、浜田市もそういう指摘なのかということ と、2点目が、がん検診の患者さんの死亡率が急に少なくなって 大変結構なことと思いますが、それはどういう理由だと分析され ているのか。

あと、脳疾患と心疾患の理由はいつも高血圧というお話なのですが、高血圧を押さえていく形の指導に今は力を注いでおられるのか。以上3点お尋ねします。

健康医療対策課副参事

がん検診の減少については詳しい所は分かっていませんが、浜田市ががん検診を無料化したのが平成21年度からですので、それ以前に減少していますので、健診だけでなく医療の充実の部分が多いかと思いますが、それにしても医療が進んでいるのは全国

どこも一緒だと思いますので、理由は分かりませんが、健診、生活習慣等いろいろな所が影響して、がん死亡率が下がったのではと考えています。

高血圧についてですが、特定健診の有所見者、血圧が高い方の割合を見ても浜田市の割合が国県と比べると高い人の割合が多いので、心臓や脳卒中等いろいろな所に関係してきますので、血圧の管理はとても大事です。現在浜田市で血圧の対策として進めているのが、いろいろな所で血圧を測れるように公民館等に血圧計を置かせていただいたり、家庭で血圧を測ることを勧めたり、減塩や食事が大事になりますし、浜チャレもそうですが運動、特に有酸素運動をすると結果に良い影響を与えるということで、高血圧対策もいろいろな形で進めています。

柳楽委員長

その他にございませんか。

(「なし」という声あり)

(5) 浜田市下水道事業の現状について

柳楽委員長

説明をお願いします。下水道課長。

下水道課長

(以下、資料をもとに説明)

柳楽委員長

説明が終わりました。この件について質疑がありますか。

田畑委員

旭、弥栄、三隅の生活排水のことですが、先ほどの下水道使用件数、例えば三隅を見ると 179 件ですよね。維持管理費が 1530 万円かかって 179 件からいただいた使用料が 670 万円ということでしょうね。

下水道課長

そのとおりです。

田畑委員

そうなると維持管理費の半分にも満たない収入しかないとい うことですよね。

下水道課長

そのとおりです。

田畑委員

私は以前から思っていました。浜田市に良い制度か悪い制度かは別として、市町村設置型と合併浄化槽補助制度、合併浄化槽の補助事業、2つありますよね。浜田市内と金城の方は合併浄化槽を設置した場合においては30万円から40万円の補助金をもらってあとは全部自分でやっている。使用料も自分で払っておられると思います。三隅、弥栄、旭の方は合併浄化槽をお願いしますと

言ったら持って来て埋めてくれて、接続工事は自分でやって浜田市に払う使用料は 16 万 5 千円と消費税くらいだろう、20 万円もあれば十分足りる。金城自治区の方と他の地区の方とでバランスが悪い。これだけ逆ザヤになっているのであれば補助制度に問題があるかどうかは別として無償で加入者に譲渡する、今後の維持管理はそれぞれが使用料を支払ってくださいということができないのですか。

下水道課長

浄化槽の設置については合併前に旧3町村で事業を始めており、旭、弥栄、三隅については集合処理がほぼ完了して他にする所はない。そういう中で同じ整備をしていくという考え方です。下水道を整備して使用料をもらう。それに合わせて各家に町・村が浄化槽を設置して同じようにサービスをしていこうというのが始まりで、今この整備が始まっています。その後、平成27年度で個人の家に設置して欲しいという浄化槽の要望が少なくなったため、浜田市全体で補助事業に変えようということになっており、当初はそれぞれの政策的判断でされた。議員さんおっしゃるとおり逆ザヤになっているということはありますので、そういう成り立ちがありますということだけご理解いただきたいと思います。

個人さんに返すことはできないのかということについては、事業の性格上、適化法(「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」)があり、何年かしないと作ったものを相手に返すといったことは補助金返還もありますが、その期間を過ぎれば個人さんにお返しすることも可能だと思います。

田畑委員

補助金をいただいて事業をしているわけなので、市民の方に無償譲渡することになれば最低でも 25 年くらいは必要だろうと予測はします。しかしこれを見てみると、488 件の方からいただいた使用料が 1700 万円で、上下水道部が支払っているのが 3900 万円でしょう、下水道部だからできるのかもしれないけど普通なら倒産です。制度上による問題はあるかもしれないけども、浄化槽管理会社にもう少し検討していただくとか、何らかの施策をしなしと見え見えでしょう。3900 万円支払って金が入るのは 1700 万円。行政だからもつのです。制度上の問題はあってもそこはどうすべきかというのは、頭を痛めずに結論が出ると思うのだけど。

上下水道部長

早急に検討すべきと思います。いかがですか。

うしますということは言えない状況です。

この結果を見れば浄化槽はかなり赤字の状況です。集合処理、この上の公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水については人件費は入ってないと思いますので、それを除けばトントンなのかなという数字になっています。浄化槽については合併前に各町村での政策判断が大きく関わってきています。それが未だに引き続いて各自治区でされている現実があります。これから経営ということになると浄化槽も含めて令和6年度までには公会計ということも国から指導を受けています。そういったいろいろな制約がある中、今までの歴史も含めて結論を出したいところです。今、こ

田畑委員

上下水道部長

岡本委員

下水道課長

この場で即答してくださいとは言いませんが、この数字を見れば明らかに何等かのアクションは起こすべきだと私は思います。合併以前から各自治区によって下水道事業に対する首長さんの考え方、水道も同じです。遠隔地へ工事して運ぶよりは飲料水加工対策事業で仕組みを作っていく。制度上はいろいろあったかもしれないけど、当時はそれで良かった。飲料水は行政が責任を持たねばならないが、下水は、もちろん責任を持ってないといけないけども、時間をかけずに答えの出せる方向に持っていけると思うので。即答は要りませんが近い将来にやるべきだろうと思います。倍半分の差が出ていればどうしようもないと思います。

そういった現実は十分把握できています。浄化槽を維持管理すればするほどお金が出ていく。お金の面だけで言えば当然そうなります。ただ、こういった下水道も生活インフラの1つということで私どもも考えていますので、そういった部分を全て考えて早く結論を出したいとは思いますが、田畑委員おっしゃるとおりのことも頭の中に入っておりますので、しばらくお待ちください。企業会計をすることになると接続した形が収入になって、今まで償却してきたもの、これから償却しなければいけないものがあります。まず入口部分で、企業会計をする入口は接続した数を基

企業会計に移行するということは、経営で企業会計に移行する

本としてやるのか、あくまで処理施設のキャパを基準とするのか、

その辺をお答えください。

ことになりますので、接続率も含めて全ての中で会計を企業会計化していくということなので、個別の案件、接続率や処理場全部の経費等も含めて、会計を公営企業会計にするということになろうかと思います。

岡本委員

私が心配しているのは、企業会計、要は民間の立ち位置でやらなければいけないということになると、いわゆる収入があって支出があるわけです。だけども下水道に関しては収入の支出のバランスは絶対に合わないと思っています。それは投資額があまりに大きいということ。収入が少ないこと。それで本当になるのかと。懸命に答えていらっしゃいましたが、私はならないのではないかなと。だから国が設備部分を何らかの形で面倒を見てやるといったことなのかなと思って。どうでしょうか。

下水道課長

下水道の施設も改修等をしていく必要があります。これは国の補助金が老朽化に対する整備にも充ててくれるようになっていますので、補助金なり企業債を充てるなど有効な起債を使いながら整備していこうと思っています。

岡本委員

その辺はまたお示ししてください。どちらにせよこれから市内の下水道処理の話もあります、そうするとそこに接続してもらう収入という位置づけ、これから工事をして費用等価していく話。これをどういう形で回収するのかバランスがかなり崩れていると思うのですが、その部分が国の考え方だと思うので、今後の中でその辺は意識しながらお示しいただきたいと思います。

柳楽委員長

その他ございますか。

(「なし」という声あり)

執行部の皆さんはここで退席いただいて結構です。長時間ありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。再開を 16 時 25 分とします。

《 執行部退席 》

[16 時 13 分 休憩]

[16 時 25 分 再開]

柳楽委員長

それでは、委員会を再開します。執行部提出の議案 15 件、請

願3件、陳情2件について採決を行います。

この度、議会運営委員会で「自由討議」について、各委員会毎に案件があれば取り組んでみましょうということになっておりますが、本日の議案、請願、陳情について、採決を行う前に討論議題がありましたら、自由討議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

岡本委員

議案については討論不要だと思いますが、請願については討論 をお願いしたいと私は思っています。

柳楽委員長

岡本委員からのご意見についていかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

それでは請願についての自由討議となりましたので、風力発電 について自由討議を行いたいと思います。

 採決までいってからにしたら。

それでは請願の採決の前に行うこととします。

○議案第71号 浜田市三隅老人福祉センター条例を廃止する条例 について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと 決しました。

○議案第74号 浜田市公共下水道事業の設置等に関する条例の制 定について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと 決しました。

○議案第81号 指定管理者の指定について(浜田市三隅デイサービスセンター)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと 決しました。

○議案第82号 指定管理者の指定について(浜田市あさひやすらぎの家)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと 決しました。

○議案第83号財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと 決しました。

○議案第84号財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと 決しました。

○議案第85号財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと

決しました。

○議案第86号財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと 決しました。

○議案第87号財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと 決しました。

○議案第88号号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと 決しました。

○議案第89号号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと 決しました。

○議案第90号号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと 決しました。

○議案第91号号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと 決しました。

○議案第92号号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと 決しました。

○議案第93号 財産の無償譲渡について(旧古紙収集ボックス)

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと 決しました。

続いて、請願の採決を行います。採決の前に自由討議を行いた いと思います。委員の皆さんからご意見をお願いします。

風力発電についてということでお願いします。

岡本委員

請願第4号、第11号、第12号について非常に悩ましいと思っています。片や反対で片や賛成、非常に重いです。浜田市は三隅に火力発電所を誘致しています。一方で自然エネルギーを推進していく。どちらに寄って立つべきか非常に悩ましいです。前委員会においてはこれを採決して議場に持っていかれたものを差し戻されたことは、私にも責任の一端があると思っています。

今日、請願者から「取り下げてもやむなし」と言われました。 こういう形でそう答えたからといってそう答えて良いのだろう かと疑問視しています。これに関して他の方のご意見もいただき たいです。

小川委員

結果的には取り下げられなかったというのが新たに出された 請願第 4 号と請願第 12 号の違いにあるだろうと思っています。 時期的に環境影響調査の進捗状況と比較して話が、前段の話では なかったかというご指摘もありましたが、懸念材料についてはど こかが対応してもらわないと、一住民として様々想定される中で 残しておきたい気持ちがあってのことだろうと感じました。結果 的に取り下げられなかったということは、時期的にマッチしてな い部分があるものの理解して欲しい部分もあったのだろうと思 います。出された請願に対してどうこう言うのではなく、我々の 判断が求められているだけであって、この委員会からまとめなさ い、取り下げなさいというのは筋が違うなあと思っています。そ ういう意味では請願第 4 号は 4 号の意味を持っていますし、請願 第 12 号については、まとめた時に懸念材料から反対の意思をは っきりさせたいということがでているのではないかと思います。

私としては請願第 11 号については、請願第 4 号、請願第 12 号が出された関係に対して反対意見が先行していて、賛成の立場と言うか推進の立ち位置があきらかになっていないのであえて出されたように思えます。結果的には請願第 12 号で弥栄町の人達がこれ以上建設して欲しくないということに対して、再生エネルギーは必要なのだから建てるべきだということは、無理やり建てようとしているように見えるわけです。弥栄の人達も再生可能エネルギーについては理解されていますが、今予定されている弥栄にはこれ以上建てて欲しくないと言っています。建てれというところと建ててほしくないということを鮮明にして議論すべき、判断すべきだと思います。

田畑委員

請願と言うのは、取り下げが簡単にできるかと言えば、できないと私は思います。本会議場でないとできないのでは。同じようなものを2つ出しておいてよろしくというのが通るか通らないか。この委員会で採択したものを本会議場で否決されて動議がかか

って継続審査になっているのが請願第 4 号です。福祉環境委員会が本会議場では無視されている。それなら本会議場で一発でやった方が良い。これまで時間をかけてきたことが非常に空しい気持ちです。風力発電を建設するという請願、これは、理由は環境影響評価等の調査段階であるため、進捗を見守っていただきたいという陳情です。環境影響評価が出るまではそっとしておいてということだと思います。もう一方は景観が乱れるから嫌だということです。環境影響評価の結果は分かりませんが、この時点で反対を言うのも。波佐地区の話を聞いてみると、別に問題ないのではと思います。

柳楽委員長 沖田委員

他にご意見はございませんか。

請願第 11 号ですが、読ませていただいて田畑委員が言われたように、環境調査結果が出るまで見守って欲しいというものでした。私はこれを支持したいと思います。

もう一方の請願第 12 号ですが、確かに景観が損なわれる思いはとてもよく分かりますが、全市的なものを考えたらいろいろな建造物等々もあろうかと思います。ここだけという判断はいかがなものかと思います。この請願については反対の立場でいます。ただ、今後、今の所苦情や被害はないと言われましたが、一応市の説明では苦情が 3 件あるということでしたが、問題が起こるようなら対応していかないといけないのかと思います。

澁谷委員

この風力発電や自然エネルギー、前回は地域住民に寄り添うべきだと思っていました。しかし日本のエネルギー政策をどう考えるかという問題も関わってくるので難しいです。福島の問題があって以降、原子力発電が再稼働しにくくなっていて、その分を火力発電に頼るのは安易な方法で、CO2 排出量の問題が出てきます。今話題の 16 歳のグレタ・トゥンベリーさんは環境問題で戦っています。彼女の勇気、使命感に感心する。今後の地球環境に対して、住めないような現状、自然問題はイエローカードが出ている。それに対して地元住民から反発があるから自然エネルギーを止めるのか、妥協点を探すべきでは。

もう一方、前回福祉環境委員会が採決したものが差戻になっています。要するに議論が足りないからもう1回やれと。世界の動

き等を踏まえてもう少しゆっくり判断するべきなのか。僕は継続でも良いのではと思う。その中で判断して、次世代への責任等を議会人として判断する。地域の住民に寄り添うというのも判断の一つだし、それを思うと今回無理に判断しなくても良いのではと思います。

岡本委員

澁谷委員は結局、それは継続でというお話でした。議論が足りないということで差し戻されたのなら、執行部に答えを求めることや、紹介議員、請願の代表の方にも意見を聴いた中で理解はできたのだと。私はこの請願を否決した方が良いのではと思っています。そうしないとまた請願第 4 号と請願第 12 号を同時に考えていかないといけない。請願第 4 号は議論が尽くしたということで取り下げるということで否決することがベターです。

村武委員

岡本委員にお聞きしたいのですが、今の話は請願第 4 号に関してですか。

岡本委員 村武委員 はい。

岡本委員が最初に言われたように、非常に重い案件だと思っています。前回の議会において住民に寄り添ってという意見があり、そうなるとどちらにしたらいいか非常に悩みます。先ほど、グリーンパワーインベストメントの社員もいらして、うかがったのですが、ここに出ておらず皆さんが理解してない部分もたくさんあると言われていました。私はもう少し事業者の意見や専門的な部分も勉強したい考えがあります。否決という岡本委員の意見に賛成する部分もあります。

佐々木委員

請願第 12 号については午前中も言ったのですが、再生可能エネルギーに反対ということではなく、弥栄が置かれている現状にとってこれ以上作って欲しくないという、純粋なお気持ちから出た請願です。請願第 4 号とは違って、これは採択していくべき内容だろうと判断しています。

請願第 11 号を見ると、これは 2 つ項目があって、1 つは弥栄の 方々に環境影響評価の判断を待って欲しいということと、再生可 能エネルギーを浜田市においても進めてほしいという内容であ って、この事業を進めて欲しいとは言っていません。最初の項目 は当人同士でやるべきであって議会が介入すべきではないもの です。再生可能エネルギー政策を進めて欲しいという点は賛同します。なので、一部採択を推します。

請願第4号についてですが、請願者の方の思いは早い段階での 18 項目の内容について議会として取り組んでくださいというこ とだったのが、時すでに遅しということで、これを採択してもハ ードルが高いものばかりですし、先ほど取消という話も出ていま したので、不採択と判断したいと思います。

避谷委員柳楽委員長小川委員

意思表示になりつつあって、自由討議でなくなってきている。 ご意見はよろしいですか。

簡単に言えば、弥栄の皆さんが出されている請願第 12 号は、これ以上建てて欲しくないということで、それに対して我慢しろとは言えないので賛成する立場です。ただ請願第 11 号の立場は 2 つあって、自然再生エネルギーの普及については請願第 12 号の人も意見一致していると思います。この部分については賛成です。請願第 4 号についても時期が遅すぎるということもありますが、懸念材料が残っているということで、採択を求められれば私は賛成したいと思っています。

柳楽委員長

自由討議というよりも採決前の意見聴取という形になりましたので、皆さまの思いということで。

皆さんが言われるようにこの案件はすごく重いです。弥栄にはこの風力発電施設は要らないという思い自体は理解しないといけないですが、全ての建設を反対ということではないので本当に難しいです。請願第 11 号は方法書を待って欲しいということですが、弥栄の皆さんからすれば結果が出てからでは遅いのだと。この部分をはずして一部採択ということがいいのではと思います。再生可能エネルギーを推進するということは当然必要だと思っております。

悩ましいのは請願第 12 号について全面的に賛成しても良いのかという点ですが。皆さんの意見をいただいたので採決に入ります。

○「請願第4号(仮称)新浜田ウインドファーム風力発電導入計画に関する請願について」(継続審査)

まず継続に賛成の方の挙手を求めます。

《 賛成者举手 1人 》

挙手少数でしたので採決に移ります。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮り します。

本請願について、採択とすべきことに賛成の委員の挙手を求め ます。

《 賛成者挙手1人 》

挙手少数で不採択とすべきものと決しました。

○「請願第 11 号(仮称)新浜田ウインドファーム風力発電導入 計画に関する請願について」

まず継続に賛成の方の挙手を求めます。

《 賛成者挙手1人 》

挙手少数でしたので採決に移ります。

先ほど一部採択というご意見もございました。それについてはいかがでしょうか。請願第 11 号の場合、項目が 2 つあります。1 については評価方法書が出るのを待って結論を出していただきたい、2 番目は再生可能エネルギーを促進して頂きたいという内容です。1 番については採択が難しいが 2 番は採択とすべきものとしても良いのではという意見がありました。

暫時休憩いたします。

[17 時 01 分 休憩] [17 時 04 分 再開]

柳楽委員長

会議を再開します。

一部採択に賛成の方の挙手を求めます。

《 賛成者举手3人 》

挙手少数でしたので従来の採決に移ります。

「請願第 11 号(仮称)新浜田ウインドファーム風力発電事業計画に関する請願について」の採決を行います。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮り します。 本請願について、採択とすべきことに賛成の委員の挙手を求め ます。

《 賛成者举手5人 》

挙手多数で採択とすべきものと決しました。

○「請願第 12 号(仮称)新浜田ウインドファーム建設反対に関する請願について」

継続について賛成の方の挙手を求めます。

《 賛成者举手1人 》

挙手少数のため採決に移ります。

「請願第 12 号(仮称) 新浜田ウインドファーム建設反対に関する請願について」の採決を行います。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮り します。

本請願について、採択とすべきことに賛成の委員の挙手を求め ます。

《 替成者举手2人 》

挙手少数で不採択とすべきものと決しました。

続きまして、陳情についての採決を行います。

○陳情第 134 号 浜田圏域に、麻酔科「ペインクリニック」の診 療環境の確保を求める陳情について

委員からご意見をお聞きします。

陳情者は大変だろうと思います。賛成です。

私も賛成ですが、圏域だとか県の医療構想の中でどのような形ができるかということは、採択したらその責任も負わざるを得ない。その課題は残りつつ陳情には賛成させていただきます。

反対意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮り します。

本陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

岡本委員 小川委員

柳楽委員長

《 賛成者挙手 全員 》

挙手全員で採択と決しました。

○陳情第139号 浜田市の病児保育が国の要項を守っていたかを 明確にすることを求める陳情について

委員からご意見をお聞きします。

岡本委員

陳情者の方の明確にしろと言う気持ちは理解しますが、今まで 形を変えていろいろなことでこのことが話し合われたと思いま す。国がどうしたこうしたかは、ここで意見を言うのは難しいの で、このことについては反対したいと思います。

田畑委員

病児保育に関する陳情は何度も出ていて、この委員会でも既に 採択して執行部に送っており、改めて議論する必要はないと思い ます。

澁谷委員

私も市長がきちんと対応しない限り解決しないと述べてきて おります。あえてそこを指摘する必要はないと思います。

他にありますか。

柳楽委員長

(「なし」という声あり)

「陳情第139号 浜田市の病児保育が国の要項を守っていたかを 明確にすることを求める陳情について」採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮り します。

本陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者挙手なし》

挙手なしで不採択と決しました。

以上で、福祉環境委員会に付託されました案件の審査は終了します。

20. その他 柳楽委員長小川委員

その他委員から何かありますか。

JR 浜田駅のみどりの窓口廃止等の問題については、浜田駅は他の駅と違って、医療センターが移転をしてつながっていて、エレベーターやエスカレーターをつけて、ほとんどの部分を市から財源投入した経緯があります。人に優しい窓口の継続を目指すべき

ではないかと言う中で、みどりの窓口が廃止になるということは 係員がいなくなった時に一番困るのは、高齢者や障がいをお持ち の方、車いすや松葉杖利用者の方が切符を買われる時に本当に大 変になる。いずれは係員をいなくするために機械をいれるという ことなのでしょうが、それにも関わらず、福祉環境への説明があ りません。明日の産業建設委員会では説明することになっている。 全員協議会でもやることになったのだけれども、たまたま JR が まちづくり推進課へ説明をされたから所管が総務文教委員会だ ったし、建物の中に観光協会等が入っているから産業建設委員会 にもあるのでしょうが、福祉の部分もすごく影響があると思いま す。障がいをお持ちの団体や高齢者クラブの方たちにもお知らせ して、こういうことになっていいのだろうかということを含めて 所管の中身になる気がしますが、なぜ説明がなかったのでしょう か。説明すべきだったのではというのが私の気持ちです。

(「なし」という声あり)

柳楽委員長

それでは、委員長報告については 12 月 18 日の表決までに正副 委員長で作成し、タブレット端末の議案等資料の委員長報告ホル ダーに入れておきますのでご確認ください。皆さんに目を通して いただき、よろしければ、委員長報告をその内容で行いたいと思 います。

以上で福祉環境委員会を終了します。

(閉 議 17時13分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子 即